

議案第 6 7 号

固定資産評価審査委員会の委員の選任について

本町固定資産評価審査委員会の委員に次の者を選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

（住 所）

（氏 名）

石垣 庄司

（生年月日）

提案理由

本町固定資産評価審査委員会の委員水谷公一氏は、令和 7 年 1 2 月 2 6 日任期満了につき、後任を選任するについては、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を得る必要がある。

議案第 6 8 号

東員町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

東員町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条—第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条・第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同

じ。)の設備及び運営の基準(以下「最低基準」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(乳児等通園支援事業を行う事業所(以下「乳児等通園支援事業所」という。))の管理者を含む。以下同じ。)が乳児等通園支援(乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。)を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」という。)が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 町長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者(以下「乳児等通園支援事業」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 町は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳

幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（乳児等通園支援事業者と非常災害）

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第 1 1 条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第 1 2 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第 1 3 条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第 1 4 条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第 1 5 条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設にお

いて行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する

利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、町からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

- 2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

- 3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- （1） 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園

支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。

(2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児 1 人につき 1. 6 5 平方メートル以上であること。

(3) ほふく室の面積は、乳児又は第 1 号の幼児 1 人につき 3. 3 平方メートル以上であること。

(4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(5) 満 2 歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児 1 人につき 1. 9 8 平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。

(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を 3 階以上に設ける建物は、次の各号に掲げる要件に該当するものであること。

ア 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に

		規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造

		の屋外傾斜路
		3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として町長が行う研修（町長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であつて、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支

援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

- (2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 認定こども園法

第3条第2項に規定する主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準

(3) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）

(4) 家庭的保育事業等を行う事業所 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるものは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 6 9 号

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年東員村条例第8号)の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項 後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、 失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を はなれた日現在)における議員報酬月額及び議員 報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を 基準として、一般職の職員の例により _____ _____100分の222.5を_____ _____乗じて算出した額とす る。	(期末手当) 第5条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項 後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、 失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を はなれた日現在)における議員報酬月額及び議員 報酬月額に100分の15を乗じて得た額の合計額を 基準として、一般職の職員の例により、 <u>6月に支</u> <u>給する場合には100分の222.5を、12月に支給する</u> <u>場合には100分の227.5を</u> 乗じて算出した額とす る。

第 2 条 東員町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

議案第70号

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年東員村条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第1(第1条関係)			別表第1(第1条関係)		
区分	報酬の額	備考	区分	報酬の額	備考
特別職報酬審議会の委員	日額 7,000円		特別職報酬審議会の委員	日額 7,000円	
情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 10,000円		情報公開・個人情報保護審査会の委員	日額 10,000円	
行政不服審査会の委員	日額 10,000円		行政不服審査会の委員	日額 10,000円	
固定資産評価審査委員会の委員	日額 7,000円		固定資産評価審査委員会の委員	日額 7,000円	
選挙管理委員会の委員	日額 7,000円		選挙管理委員会の委員	日額 7,000円	
選挙長	国会議員の選挙		選挙長	国会議員の選挙	
投票管理者及び開票管理者	等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額		投票管理者及び開票管理者	等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額	
投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額		投票立会人、開票立会人及び選挙立会人	等の執行経費の基準に関する法律(昭和25年法律第179号)第14条第1項に定める額	

監査委員(代表)	月額 22,500円		監査委員(代表)	月額 22,500円	
監査委員	月額 17,000円		監査委員	月額 17,000円	
民生委員推薦会の委員	日額 7,000円		民生委員推薦会の委員	日額 7,000円	
健康づくり推進協議会の委員	日額 7,000円		健康づくり推進協議会の委員	日額 7,000円	
国民健康保険運営協議会の委員	日額 7,000円		国民健康保険運営協議会の委員	日額 7,000円	
環境審議会の委員(学識経験者)	日額 20,000円		環境審議会の委員(学識経験者)	日額 20,000円	
環境審議会の委員	日額 7,000円		環境審議会の委員	日額 7,000円	
農業委員会の会長	月額 12,000円		農業委員会の会長	月額 12,000円	
農業委員会の委員	月額 10,000円		農業委員会の委員	月額 10,000円	
農地利用最適化推進委員	日額 3,500円		農地利用最適化推進委員	日額 3,500円	
			都市計画審議会の委員(学識経験者)	日額 20,000円	
都市計画審議会の委員	日額 7,000円		都市計画審議会の委員	日額 7,000円	
ホテル等建築審議会の委員	日額 7,000円		ホテル等建築審議会の委員	日額 7,000円	
水道水源保護審議会の委員(学識経験者)	日額 20,000円		水道水源保護審議会の委員(学識経験者)	日額 20,000円	
水道水源保護審議会の委員	日額 7,000円		水道水源保護審議会の委員	日額 7,000円	
消防委員会の委員	日額 7,000円		消防委員会の委員	日額 7,000円	
防災会議の委員	日額 7,000円		防災会議の委員	日額 7,000円	
国民保護協議会の委員	日額 7,000円		国民保護協議会の委員	日額 7,000円	
教育委員会の委員	月額 13,500円		教育委員会の委員	月額 13,500円	
いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額 7,000円		いじめ問題対策連絡協議会の委員	日額 7,000円	
いじめ問題調査委員会の委員(学識経験者)	日額 20,000円		いじめ問題調査委員会の委員(学識経験者)	日額 20,000円	
いじめ問題調査委員会の委員	日額 7,000円		いじめ問題調査委員会の委員	日額 7,000円	
いじめ問題調査結果審議委員会の委員(学識経験者)	日額 20,000円		いじめ問題調査結果審議委員会の委員(学識経験者)	日額 20,000円	

いじめ問題調査結果審議委員会の委員	日額	7,000円	
子どもの権利委員会の委員(学識経験者)	日額	20,000円	
子どもの権利委員会の委員	日額	7,000円	
子ども・子育て会議の委員(学識経験者)	日額	20,000円	
子ども・子育て会議の委員	日額	7,000円	
学校給食センター運営審議会の委員	日額	7,000円	
社会教育委員	日額	7,000円	
文化センター運営審議会の委員	日額	7,000円	
文化財調査委員会の委員	日額	7,000円	
スポーツ推進委員	年額	17,000円	
学校医	いなべ医師会等 と協議した額		
同歯科医			
同薬剤師			
幼稚園医			
同歯科医			
同薬剤師			
保育園嘱託医			
同歯科医			
臨時委員、専門委員その他町長が別に定める非常勤の職員	予算の範囲内で町長が定める額		

いじめ問題調査結果審議委員会の委員	日額	7,000円	
子どもの権利委員会の委員(学識経験者)	日額	20,000円	
子どもの権利委員会の委員	日額	7,000円	
子ども・子育て会議の委員(学識経験者)	日額	20,000円	
子ども・子育て会議の委員	日額	7,000円	
学校給食センター運営審議会の委員	日額	7,000円	
社会教育委員	日額	7,000円	
文化センター運営審議会の委員	日額	7,000円	
文化財調査委員会の委員	日額	7,000円	
スポーツ推進委員	年額	17,000円	
学校医	いなべ医師会等 と協議した額		
同歯科医			
同薬剤師			
幼稚園医			
同歯科医			
同薬剤師			
保育園嘱託医			
同歯科医			
臨時委員、専門委員その他町長が別に定める非常勤の職員	予算の範囲内で町長が定める額		

別表第2(第2条関係)

区分	旅費						
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃(1キロにつき)	日当(1日につき)	宿泊料(1夜につき)	食料(1夜につき)

別表第2(第2条関係)

区分	旅費						
	鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当(1夜につき)	宿泊費(1夜につき)	

別表第	実費	1等実	実費	37円	2,600	13,10	2,200	別表	実費	実費	実費	実費	宿泊	東京都	27,000
1に掲		費			円	0円	円	第1に					を伴	埼玉県	円
げる職								掲げ					う旅	京都府	
にある								る職					行に	その他	14,800
もの								にあ					限り		円
								るも					2,400		
								の					円		

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第71号

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の費用弁償に関する条例(昭和48年東員町条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前								改正後							
(実費弁償)								(実費弁償)							
第3条 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食事料とし、その額は別表のとおりとする。								第3条 前条の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。							
別表								別表(第3条関係)							
区分	旅費							区分	旅費						
	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃 (1キロにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食事料 (1夜につき)		鉄道賃	船賃	航空賃	その他の交通費	宿泊手当 (1夜につき)	宿泊費 (1夜につき)	
	実費	1等実費	実費	37円	2,200円	10.90円	1,800円		実費	実費	実費	実費	宿泊を伴う旅	東京都 埼玉県 京都府	27,000円

					行に 限り 2,400 円	その他	14,800 円
--	--	--	--	--	------------------------	-----	-------------

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第72号

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東員町職員の給与に関する条例(昭和32年東員村条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(通勤手当) 第9条の3 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キ	(通勤手当) 第9条の3 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5キロメートル未満である職員 2,000円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キ

ロメートル未満である職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____100分の125を_____乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と

ロメートル未満である職員 7,300円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) (略)

3～7 (略)

(期末手当)

第15条 (略)

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあ

_____とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第16条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に_____100分の105を_____乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に_____100分の50を_____乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の 区 分	職 務 の 区 級 分 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前	1	円	円	円	円	円	円	円
	2	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200

_____るのは「100分の72.5」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第16条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがって定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)

職員 の 区 分	職 務 の 区 級 分 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額	給料 月額
定 年 前	1	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600

再任用短時間勤務職員以外の職員	3	185.800	233.000	267.300	301.800	324.900	358.500	412.100	再任用短時間勤務職員以外の職員	3	198.100	244.700	278.300	312.700	336.200	370.100	424.500
	4	186.900	234.500	268.300	303.200	326.600	360.100	413.900		4	199.200	246.100	279.300	314.100	337.900	371.700	426.300
	5	188.000	236.000	269.300	304.600	328.300	361.700	415.700		5	200.300	247.500	280.300	315.500	339.600	373.300	428.100
	6	189.700	237.500	270.300	305.700	330.000	363.500	417.500		6	202.000	248.900	281.300	316.600	341.300	375.100	429.900
	7	191.300	239.000	271.300	306.700	331.700	365.000	419.300		7	203.600	250.300	282.200	317.600	343.000	376.600	431.700
	8	192.900	240.500	272.300	307.900	333.400	366.600	421.100		8	205.200	251.700	283.200	318.800	344.600	378.200	433.500
	9	194.500	242.000	273.300	309.100	335.000	368.000	422.700		9	206.700	253.100	284.200	320.000	346.200	379.500	435.100
	10	196.200	243.400	274.300	310.700	336.700	369.600	424.200		10	208.400	254.300	285.200	321.600	347.900	381.100	436.600
	11	197.800	244.800	275.300	312.300	338.400	371.200	425.700		11	210.000	255.600	286.200	323.200	349.600	382.700	438.100
	12	199.400	246.200	276.400	313.900	340.000	372.700	427.200		12	211.600	256.900	287.200	324.800	351.200	384.200	439.600
	13	201.000	247.400	277.400	315.400	341.500	374.600	428.700		13	213.100	258.100	288.200	326.200	352.700	386.100	441.100
	14	202.700	248.600	278.700	317.000	343.100	376.500	430.000		14	214.800	259.300	289.500	327.800	354.300	388.000	442.400
	15	204.400	249.800	280.000	318.600	344.700	378.400	431.300		15	216.500	260.500	290.800	329.400	355.900	389.900	443.700
	16	206.100	251.000	281.200	320.200	346.200	380.200	432.500		16	218.200	261.700	292.000	331.000	357.400	391.700	444.900
	17	207.400	252.100	282.500	321.700	347.600	381.700	433.700		17	219.400	262.800	293.200	332.400	358.800	393.200	446.100
	18	209.000	253.200	283.800	323.400	349.300	383.500	435.000		18	221.000	263.900	294.500	334.100	360.500	395.000	447.400
	19	210.600	254.300	285.000	325.000	350.900	385.200	436.300		19	222.600	265.000	295.700	335.700	362.100	396.700	448.700
	20	212.100	255.400	286.200	326.600	352.500	386.800	437.500		20	224.100	266.100	296.900	337.300	363.700	398.300	449.900
	21	213.600	256.400	287.300	328.000	353.700	388.500	438.700		21	225.600	267.000	297.900	338.700	364.800	400.000	451.100
	22	215.200	257.400	288.500	329.700	355.200	389.900	439.500		22	227.200	268.000	299.100	340.400	366.300	401.400	451.900
	23	216.800	258.400	289.800	331.400	356.700	391.300	440.300		23	228.800	269.000	300.300	342.100	367.800	402.800	452.700
	24	218.400	259.400	291.100	333.000	358.200	392.700	441.100		24	230.400	270.000	301.600	343.700	369.300	404.200	453.500
	25	220.000	260.400	292.400	334.200	359.900	394.100	441.700		25	232.000	271.000	302.900	344.900	371.000	405.600	454.100
	26	221.700	261.300	293.400	336.100	361.700	395.300	442.300		26	233.700	271.900	303.900	346.800	372.800	406.800	454.700
	27	223.000	262.200	294.400	337.800	363.400	396.500	442.900		27	235.000	272.700	304.900	348.500	374.400	408.000	455.300
	28	224.300	263.100	295.500	339.400	365.100	397.500	443.500		28	236.300	273.600	305.900	350.100	376.100	409.000	455.900
	29	225.600	263.900	296.600	340.900	366.500	398.600	444.200		29	237.600	274.400	307.000	351.600	377.500	410.100	456.600
	30	226.700	264.700	297.800	342.500	367.800	399.800	445.000		30	238.700	275.200	308.200	353.200	378.800	411.300	457.400
	31	227.800	265.500	298.900	344.100	369.000	400.900	445.400		31	239.800	276.000	309.300	354.800	380.000	412.400	457.800
	32	228.900	266.300	300.100	345.700	370.400	402.000	446.100		32	240.900	276.700	310.500	356.400	381.400	413.500	458.500
	33	230.000	267.000	301.300	347.400	371.500	402.700	446.600		33	242.000	277.400	311.600	358.100	382.500	414.200	459.000
	34	231.100	267.800	302.600	349.200	372.400	403.400	447.000		34	242.900	278.200	312.900	359.900	383.400	414.900	459.400
	35	232.200	268.600	303.900	351.000	373.400	404.100	447.400		35	243.800	279.000	314.200	361.700	384.400	415.500	459.800
	36	233.300	269.300	305.200	352.800	374.500	404.800	447.800		36	244.800	279.600	315.500	363.500	385.400	416.200	460.200
	37	234.400	270.000	306.500	354.300	375.300	405.400	448.200		37	245.800	280.300	316.700	365.000	386.200	416.800	460.600
	38	235.400	270.800	307.800	355.700	376.200	406.000	448.600		38	246.700	281.100	318.000	366.400	387.100	417.400	460.900

39	236.400	271.600	309.100	357.100	377.100	406.500	449,000
40	237.300	272.300	310.400	358.500	377.900	406.900	449,300
41	238.200	273.000	311.700	360.000	378.700	407.300	449,600
42	239.100	273.800	313.000	360.800	379.500	407.500	450,000
43	239.900	274.600	314.300	361.800	380.300	407.800	450,300
44	240.700	275.300	315.400	362.800	381.000	408.100	450,600
45	241.400	276.000	316.300	363.700	381.700	408.400	450,900
46	242.000	276.700	317.600	364.800	382.400	408.700	
47	242.600	277.400	318.900	365.700	383.100	409.000	
48	243.200	278.100	320.200	366.700	383.800	409.300	
49	243.800	278.800	321.400	367.600	384.300	409.500	
50	244.400	279.500	322.700	368.300	384.900	409.800	
51	245.000	280.200	323.900	369.000	385.500	410.100	
52	245.500	280.900	325.100	369.600	386.200	410.400	
53	246.000	281.500	326.400	370.000	386.600	410.600	
54	246.400	282.200	327.500	370.600	387.200	410.900	
55	246.700	282.800	328.600	371.300	387.800	411.200	
56	247.000	283.500	329.700	372.000	388.300	411.500	
57	247.300	284.100	330.400	372.300	388.700	411.700	
58	247.600	284.800	331.300	373.000	389.300	412.000	
59	247.900	285.400	332.000	373.700	389.900	412.300	
60	248.200	286.100	332.800	374.300	390.400	412.500	
61	248.500	286.700	333.600	374.600	390.800	412.700	
62	248.800	287.400	334.000	375.100	391.300	413.000	
63	249.100	288.000	334.600	375.700	391.800	413.300	
64	249.400	288.500	335.300	376.300	392.400	413.500	
65	249.700	289.000	336.100	376.600	392.700	413.700	
66	250.000	289.600	336.800	377.200	393.100	414.000	
67	250.300	290.100	337.500	377.900	393.500	414.300	
68	250.600	290.700	338.100	378.500	393.900	414.500	
69	250.900	291.200	338.600	378.900	394.200	414.700	
70	251.200	291.700	339.200	379.400	394.500	415.000	
71	251.500	292.300	339.700	380.000	394.800	415.300	
72	251.800	292.900	340.300	380.500	395.000	415.500	
73	252.100	293.400	340.600	381.000	395.200	415.700	
74	252.400	293.900	341.100	381.600	395.500		

39	247.600	281.800	319.300	367.800	388.000	417.900	461.200
40	248.400	282.500	320.600	369.200	388.800	418.300	461.500
41	249.200	283.200	321.900	370.700	389.600	418.700	461.800
42	249.900	283.900	323.100	371.500	390.400	418.900	462.100
43	250.500	284.600	324.400	372.400	391.200	419.200	462.400
44	251.100	285.300	325.500	373.400	391.900	419.500	462.700
45	251.800	286.000	326.400	374.300	392.600	419.800	463.000
46	252.400	286.600	327.700	375.400	393.300	420.100	
47	253.000	287.300	329.000	376.300	394.000	420.400	
48	253.600	287.900	330.300	377.300	394.700	420.700	
49	254.100	288.600	331.400	378.200	395.200	420.900	
50	254.700	289.200	332.700	378.900	395.800	421.200	
51	255.300	289.900	333.900	379.600	396.400	421.400	
52	255.800	290.600	335.100	380.200	397.100	421.700	
53	256.200	291.100	336.400	380.600	397.500	421.900	
54	256.600	291.700	337.400	381.200	398.100	422.200	
55	256.900	292.300	338.500	381.800	398.700	422.500	
56	257.200	293.000	339.600	382.500	399.200	422.800	
57	257.500	293.600	340.300	382.800	399.600	423.000	
58	257.800	294.200	341.200	383.500	400.200	423.300	
59	258.100	294.800	341.900	384.200	400.800	423.600	
60	258.400	295.500	342.700	384.800	401.300	423.800	
61	258.700	296.100	343.500	385.100	401.700	424.000	
62	259.000	296.700	343.900	385.600	402.200	424.300	
63	259.300	297.200	344.400	386.200	402.700	424.600	
64	259.600	297.700	345.100	386.800	403.300	424.800	
65	259.900	298.200	345.900	387.100	403.600	425.000	
66	260.200	298.800	346.600	387.700	404.000	425.300	
67	260.500	299.300	347.300	388.400	404.300	425.600	
68	260.800	299.900	347.900	389.000	404.700	425.800	
69	261.100	300.300	348.400	389.400	405.000	426.000	
70	261.400	300.800	349.000	389.900	405.300	426.300	
71	261.700	301.300	349.500	390.500	405.600	426.600	
72	262.000	301.900	350.100	391.000	405.800	426.800	
73	262.300	302.400	350.400	391.500	406.000	427.000	
74	262.600	302.800	350.900	392.100	406.300		

75	252.700	294.300	341.500	382.100	395.800
76	253.000	294.600	341.900	382.400	396.000
77	253.300	294.800	342.300	382.800	396.200
78	253.600	295.100	342.800	383.300	396.500
79	253.900	295.300	343.300	383.700	396.800
80	254.200	295.600	343.800	384.100	397.000
81	254.500	295.800	344.100	384.500	397.200
82	254.800	296.000	344.500	385.000	397.500
83	255.100	296.300	344.900	385.400	397.800
84	255.400	296.500	345.300	385.800	398.000
85	255.700	296.800	345.600	386.100	398.200
86	256.000	297.100	346.000		
87	256.300	297.400	346.400		
88	256.600	297.700	346.800		
89	256.900	298.000	347.000		
90	257.200	298.300	347.400		
91	257.500	298.600	347.800		
92	257.800	299.000	348.200		
93	258.100	299.200	348.400		
94		299.400	348.800		
95		299.700	349.200		
96		300.100	349.500		
97		300.300	349.800		
98		300.600	350.200		
99		301.000	350.600		
100		301.400	351.000		
101		301.600	351.500		
102		301.900	351.900		
103		302.200	352.300		
104		302.500	352.700		
105		302.700	353.200		
106		303.000	353.600		
107		303.300	353.900		
108		303.600	354.200		
109		303.800	354.700		
110		304.200			

75	262.900	303.100	351.200	392.500	406.600
76	263.200	303.400	351.600	392.800	406.800
77	263.500	303.600	352.000	393.200	407.000
78	263.800	303.900	352.500	393.700	407.300
79	264.100	304.100	353.000	394.100	407.600
80	264.400	304.400	353.500	394.500	407.800
81	264.700	304.600	353.800	394.900	408.000
82	265.000	304.800	354.200	395.400	408.300
83	265.300	305.100	354.600	395.800	408.600
84	265.600	305.300	355.000	396.200	408.800
85	265.900	305.600	355.300	396.500	409.000
86	266.200	305.800	355.700		
87	266.500	306.100	356.100		
88	266.800	306.400	356.500		
89	267.100	306.700	356.700		
90	267.400	307.000	357.100		
91	267.700	307.300	357.500		
92	268.000	307.600	357.900		
93	268.300	307.800	358.100		
94		308.000	358.400		
95		308.300	358.800		
96		308.700	359.100		
97		308.900	359.400		
98		309.200	359.800		
99		309.500	360.200		
100		309.900	360.600		
101		310.100	361.100		
102		310.400	361.500		
103		310.700	361.900		
104		311.000	362.300		
105		311.200	362.800		
106		311.500	363.200		
107		311.800	363.500		
108		312.100	363.800		
109		312.300	364.200		
110		312.600			

前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	<u>166,500</u>	<u>227,700</u>	<u>244,600</u>	前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	1	<u>198,200</u>	<u>240,400</u>	<u>260,400</u>
	2	<u>167,700</u>	<u>228,500</u>	<u>245,400</u>		2	<u>199,900</u>	<u>241,200</u>	<u>261,300</u>
	3	<u>168,800</u>	<u>229,300</u>	<u>246,200</u>		3	<u>201,600</u>	<u>242,000</u>	<u>262,200</u>
	4	<u>169,900</u>	<u>230,100</u>	<u>246,900</u>		4	<u>203,300</u>	<u>242,700</u>	<u>263,100</u>
	5	<u>171,200</u>	<u>230,800</u>	<u>247,600</u>		5	<u>205,000</u>	<u>243,400</u>	<u>264,100</u>
	6	<u>172,400</u>	<u>231,600</u>	<u>248,700</u>		6	<u>206,700</u>	<u>244,100</u>	<u>265,000</u>
	7	<u>173,600</u>	<u>232,400</u>	<u>249,700</u>		7	<u>208,300</u>	<u>244,900</u>	<u>266,000</u>
	8	<u>174,800</u>	<u>233,200</u>	<u>250,700</u>		8	<u>209,900</u>	<u>245,600</u>	<u>266,900</u>
	9	<u>175,800</u>	<u>234,000</u>	<u>251,700</u>		9	<u>211,500</u>	<u>246,400</u>	<u>267,800</u>
	10	<u>177,000</u>	<u>234,700</u>	<u>252,900</u>		10	<u>213,000</u>	<u>247,100</u>	<u>268,600</u>
	11	<u>178,300</u>	<u>235,400</u>	<u>254,000</u>		11	<u>214,500</u>	<u>247,800</u>	<u>269,300</u>
	12	<u>179,500</u>	<u>236,100</u>	<u>255,000</u>		12	<u>215,900</u>	<u>248,400</u>	<u>269,700</u>
	13	<u>180,600</u>	<u>236,800</u>	<u>256,100</u>		13	<u>217,300</u>	<u>249,100</u>	<u>270,300</u>
	14	<u>181,800</u>	<u>237,400</u>	<u>257,100</u>		14	<u>218,800</u>	<u>249,500</u>	<u>270,700</u>
	15	<u>183,100</u>	<u>238,000</u>	<u>258,000</u>		15	<u>220,300</u>	<u>250,000</u>	<u>271,100</u>
	16	<u>184,400</u>	<u>238,600</u>	<u>258,500</u>		16	<u>221,800</u>	<u>250,400</u>	<u>271,500</u>
	17	<u>185,700</u>	<u>239,200</u>	<u>259,100</u>		17	<u>223,200</u>	<u>250,900</u>	<u>271,900</u>
	18	<u>187,400</u>	<u>239,800</u>	<u>259,500</u>		18	<u>224,600</u>	<u>251,300</u>	<u>272,400</u>
	19	<u>189,100</u>	<u>240,400</u>	<u>259,900</u>		19	<u>226,000</u>	<u>251,800</u>	<u>272,900</u>
	20	<u>190,800</u>	<u>240,900</u>	<u>260,400</u>		20	<u>227,400</u>	<u>252,200</u>	<u>273,500</u>
	21	<u>192,500</u>	<u>241,400</u>	<u>260,900</u>		21	<u>228,800</u>	<u>252,500</u>	<u>274,200</u>
	22	<u>194,200</u>	<u>241,900</u>	<u>261,400</u>		22	<u>229,800</u>	<u>252,800</u>	<u>274,800</u>
	23	<u>195,800</u>	<u>242,400</u>	<u>261,900</u>		23	<u>230,900</u>	<u>253,100</u>	<u>275,400</u>
	24	<u>197,400</u>	<u>242,900</u>	<u>262,500</u>		24	<u>232,000</u>	<u>253,400</u>	<u>276,200</u>
	25	<u>199,000</u>	<u>243,400</u>	<u>263,300</u>		25	<u>233,000</u>	<u>253,900</u>	<u>277,000</u>
	26	<u>200,500</u>	<u>243,900</u>	<u>263,900</u>		26	<u>233,800</u>	<u>254,400</u>	<u>277,700</u>
	27	<u>202,000</u>	<u>244,300</u>	<u>264,500</u>		27	<u>234,700</u>	<u>254,800</u>	<u>278,200</u>
	28	<u>203,500</u>	<u>244,800</u>	<u>265,300</u>		28	<u>235,500</u>	<u>255,300</u>	<u>278,900</u>
	29	<u>205,000</u>	<u>245,400</u>	<u>266,100</u>		29	<u>236,400</u>	<u>255,800</u>	<u>279,700</u>
	30	<u>206,500</u>	<u>245,900</u>	<u>266,800</u>		30	<u>237,200</u>	<u>256,300</u>	<u>280,400</u>
	31	<u>208,000</u>	<u>246,400</u>	<u>267,400</u>		31	<u>238,000</u>	<u>256,700</u>	<u>281,100</u>
	32	<u>209,500</u>	<u>246,800</u>	<u>268,200</u>		32	<u>238,800</u>	<u>257,100</u>	<u>281,700</u>
	33	<u>211,000</u>	<u>247,200</u>	<u>269,000</u>		33	<u>239,600</u>	<u>257,400</u>	<u>282,400</u>
	34	<u>212,400</u>	<u>247,700</u>	<u>269,700</u>		34	<u>240,100</u>	<u>257,900</u>	<u>283,100</u>
	35	<u>213,800</u>	<u>248,200</u>	<u>270,400</u>		35	<u>240,600</u>	<u>258,400</u>	<u>283,800</u>
	36	<u>215,200</u>	<u>248,600</u>	<u>271,100</u>		36	<u>241,100</u>	<u>258,800</u>	<u>284,400</u>

37	<u>216,600</u>	<u>249,000</u>	<u>271,800</u>	37	<u>241,700</u>	<u>259,200</u>	<u>285,000</u>
38	<u>217,700</u>	<u>249,500</u>	<u>272,500</u>	38	<u>242,200</u>	<u>259,700</u>	<u>285,700</u>
39	<u>218,800</u>	<u>250,000</u>	<u>273,200</u>	39	<u>242,700</u>	<u>260,100</u>	<u>286,300</u>
40	<u>219,900</u>	<u>250,400</u>	<u>273,900</u>	40	<u>243,200</u>	<u>260,500</u>	<u>286,800</u>
41	<u>220,900</u>	<u>250,800</u>	<u>274,600</u>	41	<u>243,700</u>	<u>260,900</u>	<u>287,200</u>
42	<u>221,800</u>	<u>251,300</u>	<u>275,300</u>	42	<u>244,000</u>	<u>261,300</u>	<u>287,700</u>
43	<u>222,700</u>	<u>251,800</u>	<u>275,900</u>	43	<u>244,300</u>	<u>261,800</u>	<u>288,100</u>
44	<u>223,600</u>	<u>252,200</u>	<u>276,500</u>	44	<u>244,700</u>	<u>262,100</u>	<u>288,500</u>
45	<u>224,500</u>	<u>252,600</u>	<u>277,000</u>	45	<u>245,100</u>	<u>262,400</u>	<u>289,000</u>
46	<u>225,300</u>	<u>253,000</u>	<u>277,500</u>	46	<u>245,500</u>	<u>262,800</u>	<u>289,500</u>
47	<u>226,100</u>	<u>253,400</u>	<u>278,000</u>	47	<u>245,900</u>	<u>263,200</u>	<u>290,000</u>
48	<u>226,900</u>	<u>253,800</u>	<u>278,500</u>	48	<u>246,300</u>	<u>263,500</u>	<u>290,300</u>
49	<u>227,700</u>	<u>254,200</u>	<u>279,000</u>	49	<u>246,600</u>	<u>263,900</u>	<u>290,700</u>
50	<u>228,400</u>	<u>254,600</u>	<u>279,500</u>	50	<u>246,900</u>	<u>264,300</u>	<u>291,100</u>
51	<u>229,100</u>	<u>255,000</u>	<u>280,000</u>	51	<u>247,200</u>	<u>264,600</u>	<u>291,500</u>
52	<u>229,800</u>	<u>255,400</u>	<u>280,400</u>	52	<u>247,500</u>	<u>264,900</u>	<u>292,000</u>
53	<u>230,500</u>	<u>255,800</u>	<u>280,800</u>	53	<u>247,700</u>	<u>265,300</u>	<u>292,300</u>
54	<u>231,100</u>	<u>256,200</u>	<u>281,300</u>	54	<u>248,000</u>	<u>265,600</u>	<u>292,700</u>
55	<u>231,700</u>	<u>256,600</u>	<u>281,700</u>	55	<u>248,300</u>	<u>265,900</u>	<u>293,200</u>
56	<u>232,300</u>	<u>257,000</u>	<u>282,200</u>	56	<u>248,600</u>	<u>266,300</u>	<u>293,700</u>
57	<u>233,000</u>	<u>257,300</u>	<u>282,600</u>	57	<u>248,800</u>	<u>266,600</u>	<u>294,100</u>
58	<u>233,500</u>	<u>257,700</u>	<u>283,100</u>	58	<u>249,100</u>	<u>266,900</u>	<u>294,700</u>
59	<u>234,000</u>	<u>258,100</u>	<u>283,600</u>	59	<u>249,400</u>	<u>267,200</u>	<u>295,200</u>
60	<u>234,500</u>	<u>258,400</u>	<u>284,100</u>	60	<u>249,600</u>	<u>267,500</u>	<u>295,800</u>
61	<u>235,000</u>	<u>258,700</u>	<u>284,600</u>	61	<u>249,800</u>	<u>267,800</u>	<u>296,400</u>
62	<u>235,400</u>	<u>259,100</u>	<u>285,200</u>	62	<u>250,100</u>	<u>268,100</u>	<u>296,900</u>
63	<u>235,800</u>	<u>259,500</u>	<u>285,800</u>	63	<u>250,400</u>	<u>268,400</u>	<u>297,500</u>
64	<u>236,200</u>	<u>259,800</u>	<u>286,400</u>	64	<u>250,600</u>	<u>268,700</u>	<u>298,000</u>
65	<u>236,600</u>	<u>260,100</u>	<u>287,000</u>	65	<u>250,800</u>	<u>268,900</u>	<u>298,500</u>
66	<u>236,900</u>	<u>260,400</u>	<u>287,600</u>	66	<u>251,100</u>	<u>269,200</u>	<u>299,000</u>
67	<u>237,200</u>	<u>260,700</u>	<u>288,200</u>	67	<u>251,400</u>	<u>269,500</u>	<u>299,500</u>
68	<u>237,500</u>	<u>260,900</u>	<u>288,800</u>	68	<u>251,600</u>	<u>269,700</u>	<u>300,000</u>
69	<u>237,800</u>	<u>261,100</u>	<u>289,300</u>	69	<u>251,800</u>	<u>269,900</u>	<u>300,400</u>
70	<u>238,100</u>	<u>261,400</u>	<u>289,800</u>	70	<u>252,100</u>	<u>270,200</u>	<u>300,800</u>
71	<u>238,400</u>	<u>261,700</u>	<u>290,300</u>	71	<u>252,400</u>	<u>270,500</u>	<u>301,200</u>
72	<u>238,700</u>	<u>261,900</u>	<u>290,800</u>	72	<u>252,600</u>	<u>270,700</u>	<u>301,600</u>

73	<u>238,900</u>	<u>262,100</u>	<u>291,300</u>	73	<u>252,800</u>	<u>270,900</u>	<u>302,000</u>
74	<u>239,200</u>	<u>262,400</u>	<u>291,800</u>	74	<u>253,100</u>	<u>271,200</u>	<u>302,300</u>
75	<u>239,500</u>	<u>262,700</u>	<u>292,200</u>	75	<u>253,400</u>	<u>271,500</u>	<u>302,700</u>
76	<u>239,700</u>	<u>262,900</u>	<u>292,600</u>	76	<u>253,600</u>	<u>271,700</u>	<u>303,100</u>
77	<u>239,900</u>	<u>263,100</u>	<u>293,000</u>	77	<u>253,800</u>	<u>271,900</u>	<u>303,500</u>
78	<u>240,200</u>	<u>263,400</u>	<u>293,400</u>	78	<u>254,100</u>	<u>272,200</u>	<u>303,900</u>
79	<u>240,500</u>	<u>263,700</u>	<u>293,800</u>	79	<u>254,400</u>	<u>272,500</u>	<u>304,300</u>
80	<u>240,700</u>	<u>263,900</u>	<u>294,200</u>	80	<u>254,600</u>	<u>272,700</u>	<u>304,700</u>
81	<u>240,900</u>	<u>264,100</u>	<u>294,600</u>	81	<u>254,800</u>	<u>272,900</u>	<u>305,000</u>
82	<u>241,200</u>	<u>264,400</u>	<u>295,000</u>	82	<u>255,100</u>	<u>273,200</u>	<u>305,500</u>
83	<u>241,500</u>	<u>264,700</u>	<u>295,400</u>	83	<u>255,300</u>	<u>273,500</u>	<u>305,900</u>
84	<u>241,700</u>	<u>264,900</u>	<u>295,900</u>	84	<u>255,600</u>	<u>273,700</u>	<u>306,400</u>
85	<u>241,900</u>	<u>265,100</u>	<u>296,200</u>	85	<u>255,800</u>	<u>273,900</u>	<u>306,700</u>
86	<u>242,200</u>	<u>265,300</u>	<u>296,700</u>	86	<u>256,000</u>	<u>274,100</u>	<u>307,200</u>
87	<u>242,500</u>	<u>265,600</u>	<u>297,200</u>	87	<u>256,300</u>	<u>274,400</u>	<u>307,700</u>
88	<u>242,700</u>	<u>265,900</u>	<u>297,700</u>	88	<u>256,600</u>	<u>274,700</u>	<u>308,000</u>
89	<u>242,900</u>	<u>266,100</u>	<u>298,000</u>	89	<u>256,800</u>	<u>274,900</u>	<u>308,400</u>
90	<u>243,200</u>	<u>266,300</u>	<u>298,500</u>	90	<u>257,100</u>	<u>275,100</u>	<u>308,900</u>
91	<u>243,500</u>	<u>266,600</u>	<u>299,000</u>	91	<u>257,400</u>	<u>275,400</u>	<u>309,400</u>
92	<u>243,700</u>	<u>266,800</u>	<u>299,300</u>	92	<u>257,600</u>	<u>275,600</u>	<u>309,900</u>
93	<u>243,900</u>	<u>267,100</u>	<u>299,700</u>	93	<u>257,800</u>	<u>275,900</u>	<u>310,200</u>
94	<u>244,200</u>	<u>267,400</u>	<u>300,200</u>	94	<u>258,100</u>	<u>276,200</u>	<u>310,600</u>
95	<u>244,500</u>	<u>267,700</u>	<u>300,700</u>	95	<u>258,400</u>	<u>276,500</u>	<u>311,000</u>
96	<u>244,700</u>	<u>267,900</u>	<u>301,200</u>	96	<u>258,600</u>	<u>276,700</u>	<u>311,500</u>
97	<u>244,900</u>	<u>268,100</u>	<u>301,500</u>	97	<u>258,800</u>	<u>276,900</u>	<u>311,900</u>
98	<u>245,200</u>	<u>268,400</u>	<u>301,900</u>	98	<u>259,100</u>	<u>277,200</u>	<u>312,300</u>
99	<u>245,400</u>	<u>268,600</u>	<u>302,400</u>	99	<u>259,400</u>	<u>277,400</u>	<u>312,600</u>
100	<u>245,700</u>	<u>268,900</u>	<u>302,900</u>	100	<u>259,600</u>	<u>277,700</u>	<u>312,900</u>
101	<u>245,900</u>	<u>269,100</u>	<u>303,300</u>	101	<u>259,800</u>	<u>277,900</u>	<u>313,200</u>
102	<u>246,100</u>	<u>269,300</u>	<u>303,700</u>	102	<u>260,100</u>	<u>278,100</u>	<u>313,600</u>
103	<u>246,400</u>	<u>269,600</u>	<u>304,000</u>	103	<u>260,400</u>	<u>278,400</u>	<u>313,900</u>
104	<u>246,700</u>	<u>269,900</u>	<u>304,300</u>	104	<u>260,600</u>	<u>278,700</u>	<u>314,300</u>
105	<u>246,900</u>	<u>270,100</u>	<u>304,600</u>	105	<u>260,800</u>	<u>278,900</u>	<u>314,600</u>
106	<u>247,200</u>	<u>270,300</u>	<u>305,000</u>	106		<u>279,100</u>	<u>315,000</u>
107	<u>247,500</u>	<u>270,600</u>	<u>305,300</u>	107		<u>279,400</u>	<u>315,400</u>
108	<u>247,700</u>	<u>270,800</u>	<u>305,700</u>	108		<u>279,600</u>	<u>315,600</u>

	109	<u>247,900</u>	<u>271,100</u>	<u>306,000</u>		109		<u>279,900</u>	<u>315,800</u>
	110	<u>248,200</u>	<u>271,400</u>	<u>306,400</u>		110		<u>280,200</u>	<u>316,100</u>
	111	<u>248,500</u>	<u>271,700</u>	<u>306,800</u>		111		<u>280,500</u>	<u>316,400</u>
	112	<u>248,700</u>	<u>271,900</u>	<u>307,100</u>		112		<u>280,700</u>	<u>316,600</u>
	113	<u>248,900</u>	<u>272,100</u>	<u>307,300</u>		113		<u>280,900</u>	<u>316,800</u>
	114	<u>249,200</u>	<u>272,400</u>	<u>307,600</u>		114		<u>281,200</u>	<u>317,100</u>
	115	<u>249,500</u>	<u>272,600</u>	<u>307,900</u>		115		<u>281,400</u>	<u>317,400</u>
	116	<u>249,700</u>	<u>272,800</u>	<u>308,100</u>		116		<u>281,600</u>	<u>317,600</u>
	117	<u>249,900</u>	<u>273,100</u>	<u>308,300</u>		117		<u>281,900</u>	<u>317,800</u>
	118	<u>250,200</u>	<u>273,400</u>	<u>308,600</u>		118		<u>282,200</u>	<u>318,100</u>
	119	<u>250,500</u>	<u>273,700</u>	<u>308,900</u>		119		<u>282,500</u>	<u>318,400</u>
	120	<u>250,700</u>	<u>273,900</u>	<u>309,100</u>		120		<u>282,700</u>	<u>318,600</u>
	121	<u>250,900</u>	<u>274,100</u>	<u>309,300</u>		121		<u>282,900</u>	<u>318,800</u>
	122		<u>274,300</u>	<u>309,600</u>		122		<u>283,100</u>	<u>319,100</u>
	123		<u>274,600</u>	<u>309,900</u>		123		<u>283,400</u>	<u>319,400</u>
	124		<u>274,900</u>	<u>310,100</u>		124		<u>283,700</u>	<u>319,600</u>
	125		<u>275,100</u>	<u>310,300</u>		125		<u>283,900</u>	<u>319,800</u>
	126		<u>275,300</u>	<u>310,600</u>		126		<u>284,100</u>	<u>320,100</u>
	127		<u>275,600</u>	<u>310,900</u>		127		<u>284,400</u>	<u>320,400</u>
	128		<u>275,900</u>	<u>311,100</u>		128		<u>284,700</u>	<u>320,600</u>
	129		<u>276,100</u>	<u>311,300</u>		129		<u>284,900</u>	<u>320,800</u>
	130		<u>276,300</u>	<u>311,600</u>		130		<u>285,100</u>	
	131		<u>276,600</u>	<u>311,900</u>		131		<u>285,400</u>	
	132		<u>276,900</u>	<u>312,100</u>		132		<u>285,700</u>	
	133		<u>277,100</u>	<u>312,300</u>		133		<u>285,900</u>	
	134		<u>277,300</u>			134		<u>286,100</u>	
	135		<u>277,600</u>			135		<u>286,400</u>	
	136		<u>277,900</u>			136		<u>286,700</u>	
	137		<u>278,100</u>			137		<u>286,900</u>	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基準給料月 額	基準給料月 額	基準給料月 額
		円	円	円			円	円	円
		<u>197,900</u>	<u>209,000</u>	<u>227,500</u>			<u>206,200</u>	<u>217,300</u>	<u>235,900</u>

備考 この表は、単純な業務に従事する職員で町長の定める者に適用する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合</u>には<u>100分の125</u>を、<u>12月に支給する場合</u>には<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがつて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受	(期末手当) 第15条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u> _____を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」 _____とする。 4・5 (略) (勤勉手当) 第16条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準にしたがつて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。))において受

けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)
---	--

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東員町職員の給与に関する条例（次条において「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東員町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

東員町職員の給与に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第73号

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように
定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年東員町条例第17号)の
一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第13条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは、<u>「100分の75」と</u> <u>読み替えるものとする。</u> 2・3 (略) (勤勉手当) 第13条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、<u>「100分の50」と</u>	(期末手当) 第13条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは<u>「100分の75」と</u>、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の75」と読み替えるものとする。</u> 2・3 (略) (勤勉手当) 第13条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは<u>「100分の50」と</u>、<u>「100分の107.5」とあるのは「100</u>

_____読み替えるものとする。 2 (略) (期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の75」と_____、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 (略) (勤勉手当) 第20条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月箇以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは、<u>「100分の50」と</u>_____読み替えるものとする。 2 (略)	<u>分の52.5</u>」と読み替えるものとする。 2 (略) (期末手当) 第20条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の75」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の75」と</u>、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。 2・3 (略) (勤勉手当) 第20条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6月箇以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは<u>「100分の50」と、</u><u>「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と</u>読み替えるものとする。 2 (略)
--	---

第2条 東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)

第13条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の75」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と読み替えるものとする。

2 (略)

(期末手当)

第20条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の75」と、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定め

第13条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の126.25」とあるのは、「100分の75」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第13条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定めが6箇月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」と読み替えるものとする。

2 (略)

(期末手当)

第20条 給与条例第15条から第15条の3までの規定は、任期が6箇月以上のパートタイム会計年度任用職員(1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。)について準用する。この場合において、給与条例第15条第2項中「100分の126.25」とあるのは「100分の75」と、給与条例第15条第4項中「それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日)以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1箇月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2・3 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 給与条例第16条の規定は、任期の定め

が6月箇以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の50」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の52.5」と読み替えるものとする。

2 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	<u>183,500</u>	<u>265,300</u>	<u>455,100</u>
2	<u>184,600</u>	<u>266,300</u>	<u>457,100</u>
3	<u>185,800</u>	<u>267,300</u>	<u>459,000</u>
4	<u>186,900</u>	<u>268,300</u>	<u>460,900</u>
5	<u>188,000</u>	<u>269,300</u>	<u>462,300</u>
6	<u>189,700</u>	<u>270,300</u>	<u>464,100</u>
7	<u>191,300</u>	<u>271,300</u>	<u>465,900</u>
8	<u>192,900</u>	<u>272,300</u>	<u>467,700</u>
9	<u>194,500</u>	<u>273,300</u>	<u>469,500</u>
10	<u>196,200</u>	<u>274,300</u>	<u>471,300</u>
11	<u>197,800</u>	<u>275,300</u>	<u>473,100</u>
12	<u>199,400</u>	<u>276,400</u>	<u>474,900</u>
13	<u>201,000</u>	<u>277,400</u>	<u>476,700</u>
14	<u>202,700</u>	<u>278,700</u>	<u>478,500</u>
15	<u>204,400</u>	<u>280,000</u>	<u>480,300</u>
16	<u>206,100</u>	<u>281,200</u>	<u>482,100</u>
17	<u>207,400</u>	<u>282,500</u>	<u>483,900</u>
18	<u>209,000</u>	<u>283,800</u>	<u>485,800</u>
19	<u>210,600</u>	<u>285,000</u>	<u>487,700</u>
20	<u>212,100</u>	<u>286,200</u>	<u>489,600</u>
21	<u>213,600</u>	<u>287,300</u>	<u>491,500</u>
22	<u>215,200</u>	<u>288,500</u>	<u>493,200</u>
23	<u>216,800</u>	<u>289,800</u>	<u>495,000</u>
24	<u>218,400</u>	<u>291,100</u>	<u>496,800</u>
25	<u>220,000</u>	<u>292,400</u>	<u>498,400</u>

が6月箇以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第16条第2項第1号中「100分の106.25」とあるのは、「100分の51.25」

と読み替えるものとする。

2 (略)

別表第1(第4条関係)

行政職給料表

職務の級	1級	2級	3級
号給	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円
1	<u>195,800</u>	<u>276,300</u>	<u>471,900</u>
2	<u>196,900</u>	<u>277,300</u>	<u>477,200</u>
3	<u>198,100</u>	<u>278,300</u>	<u>482,100</u>
4	<u>199,200</u>	<u>279,300</u>	<u>486,700</u>
5	<u>200,300</u>	<u>280,300</u>	<u>490,700</u>
6	<u>202,000</u>	<u>281,300</u>	<u>494,100</u>
7	<u>203,600</u>	<u>282,200</u>	<u>497,000</u>
8	<u>205,200</u>	<u>283,200</u>	<u>499,500</u>
9	<u>206,700</u>	<u>284,200</u>	<u>501,500</u>
10	<u>208,400</u>	<u>285,200</u>	
11	<u>210,000</u>	<u>286,200</u>	
12	<u>211,600</u>	<u>287,200</u>	
13	<u>213,100</u>	<u>288,200</u>	
14	<u>214,800</u>	<u>289,500</u>	
15	<u>216,500</u>	<u>290,800</u>	
16	<u>218,200</u>	<u>292,000</u>	
17	<u>219,400</u>	<u>293,200</u>	
18	<u>221,000</u>	<u>294,500</u>	
19	<u>222,600</u>	<u>295,700</u>	
20	<u>224,100</u>	<u>296,900</u>	
21	<u>225,600</u>	<u>297,900</u>	
22	<u>227,200</u>	<u>299,100</u>	
23	<u>228,800</u>	<u>300,300</u>	
24	<u>230,400</u>	<u>301,600</u>	
25	<u>232,000</u>	<u>302,900</u>	

26	<u>221,700</u>	<u>293,400</u>	<u>500,200</u>	26	<u>233,700</u>	<u>303,900</u>	
27	<u>223,000</u>	<u>294,400</u>	<u>502,000</u>	27	<u>235,000</u>	<u>304,900</u>	
28	<u>224,300</u>	<u>295,500</u>	<u>503,600</u>	28	<u>236,300</u>	<u>305,900</u>	
29	<u>225,600</u>	<u>296,600</u>	<u>505,000</u>	29	<u>237,600</u>	<u>307,000</u>	
30	<u>226,700</u>	<u>297,800</u>	<u>506,700</u>	30	<u>238,700</u>	<u>308,200</u>	
31	<u>227,800</u>	<u>298,900</u>	<u>508,500</u>	31	<u>239,800</u>	<u>309,300</u>	
32	<u>228,900</u>	<u>300,100</u>	<u>510,200</u>	32	<u>240,900</u>	<u>310,500</u>	
33	<u>230,000</u>	<u>301,300</u>	<u>511,700</u>	33	<u>242,000</u>	<u>311,600</u>	
34	<u>231,100</u>	<u>302,600</u>	<u>513,000</u>	34	<u>242,900</u>	<u>312,900</u>	
35	<u>232,200</u>	<u>303,900</u>	<u>514,300</u>	35	<u>243,800</u>	<u>314,200</u>	
36	<u>233,300</u>	<u>305,200</u>	<u>515,600</u>	36	<u>244,800</u>	<u>315,500</u>	
37	<u>234,400</u>	<u>306,500</u>	<u>516,600</u>	37	<u>245,800</u>	<u>316,700</u>	
38	<u>235,400</u>	<u>307,800</u>	<u>517,900</u>	38	<u>246,700</u>	<u>318,000</u>	
39	<u>236,400</u>	<u>309,100</u>	<u>519,200</u>	39	<u>247,600</u>	<u>319,300</u>	
40	<u>237,300</u>	<u>310,400</u>	<u>520,500</u>	40	<u>248,400</u>	<u>320,600</u>	
41	<u>238,200</u>	<u>311,700</u>	<u>521,500</u>	41	<u>249,200</u>	<u>321,900</u>	
42	<u>239,100</u>	<u>313,000</u>	<u>522,300</u>	42	<u>249,900</u>	<u>323,100</u>	
43	<u>239,900</u>	<u>314,300</u>	<u>523,100</u>	43	<u>250,500</u>	<u>324,400</u>	
44	<u>240,700</u>	<u>315,400</u>	<u>523,900</u>	44	<u>251,100</u>	<u>325,500</u>	
45	<u>241,400</u>	<u>316,300</u>	<u>524,800</u>	45	<u>251,800</u>	<u>326,400</u>	
46	<u>242,000</u>	<u>317,600</u>	<u>525,600</u>	46	<u>252,400</u>	<u>327,700</u>	
47	<u>242,600</u>	<u>318,900</u>	<u>526,400</u>	47	<u>253,000</u>	<u>329,000</u>	
48	<u>243,200</u>	<u>320,200</u>	<u>527,100</u>	48	<u>253,600</u>	<u>330,300</u>	
49	<u>243,800</u>	<u>321,400</u>	<u>527,900</u>	49	<u>254,100</u>	<u>331,400</u>	
50	<u>244,400</u>	<u>322,700</u>	<u>528,700</u>	50	<u>254,700</u>	<u>332,700</u>	
51	<u>245,000</u>	<u>323,900</u>	<u>529,400</u>	51	<u>255,300</u>	<u>333,900</u>	
52	<u>245,500</u>	<u>325,100</u>	<u>530,300</u>	52	<u>255,800</u>	<u>335,100</u>	
53	<u>246,000</u>	<u>326,400</u>	<u>531,200</u>	53	<u>256,200</u>	<u>336,400</u>	
54	<u>246,400</u>	<u>327,500</u>	<u>532,000</u>	54	<u>256,600</u>	<u>337,400</u>	
55	<u>246,700</u>	<u>328,600</u>	<u>532,900</u>	55	<u>256,900</u>	<u>338,500</u>	
56	<u>247,000</u>	<u>329,700</u>	<u>533,800</u>	56	<u>257,200</u>	<u>339,600</u>	
57	<u>247,300</u>	<u>330,400</u>	<u>534,600</u>	57	<u>257,500</u>	<u>340,300</u>	
58	<u>247,600</u>	<u>331,300</u>	<u>535,500</u>	58	<u>257,800</u>	<u>341,200</u>	
59	<u>247,900</u>	<u>332,000</u>	<u>536,400</u>	59	<u>258,100</u>	<u>341,900</u>	
60	<u>248,200</u>	<u>332,800</u>	<u>537,100</u>	60	<u>258,400</u>	<u>342,700</u>	
61	<u>248,500</u>	<u>333,600</u>	<u>537,900</u>	61	<u>258,700</u>	<u>343,500</u>	
62	<u>248,800</u>	<u>334,000</u>	<u>538,800</u>	62	<u>259,000</u>	<u>343,900</u>	

63	<u>249,100</u>	<u>334,600</u>	<u>539,700</u>	63	<u>259,300</u>	<u>344,400</u>	
64	<u>249,400</u>	<u>335,300</u>	<u>540,600</u>	64	<u>259,600</u>	<u>345,100</u>	
65	<u>249,700</u>	<u>336,100</u>	<u>541,400</u>	65	<u>259,900</u>	<u>345,900</u>	
66	<u>250,000</u>	<u>336,800</u>	<u>542,300</u>	66	<u>260,200</u>	<u>346,600</u>	
67	<u>250,300</u>	<u>337,500</u>	<u>543,200</u>	67	<u>260,500</u>	<u>347,300</u>	
68	<u>250,600</u>	<u>338,100</u>	<u>544,100</u>	68	<u>260,800</u>	<u>347,900</u>	
69	<u>250,900</u>	<u>338,600</u>	<u>544,900</u>	69	<u>261,100</u>	<u>348,400</u>	
70	<u>251,200</u>	<u>339,200</u>	<u>545,800</u>	70	<u>261,400</u>	<u>349,000</u>	
71	<u>251,500</u>	<u>339,700</u>	<u>546,700</u>	71	<u>261,700</u>	<u>349,500</u>	
72	<u>251,800</u>	<u>340,300</u>	<u>547,600</u>	72	<u>262,000</u>	<u>350,100</u>	
73	<u>252,100</u>	<u>340,600</u>	<u>548,400</u>	73	<u>262,300</u>	<u>350,400</u>	
74	<u>252,400</u>	<u>341,100</u>		74	<u>262,600</u>	<u>350,900</u>	
75	<u>252,700</u>	<u>341,500</u>		75	<u>262,900</u>	<u>351,200</u>	
76	<u>253,000</u>	<u>341,900</u>		76	<u>263,200</u>	<u>351,600</u>	
77	<u>253,300</u>	<u>342,300</u>		77	<u>263,500</u>	<u>352,000</u>	
78	<u>253,600</u>	<u>342,800</u>		78	<u>263,800</u>	<u>352,500</u>	
79	<u>253,900</u>	<u>343,300</u>		79	<u>264,100</u>	<u>353,000</u>	
80	<u>254,200</u>	<u>343,800</u>		80	<u>264,400</u>	<u>353,500</u>	
81	<u>254,500</u>	<u>344,100</u>		81	<u>264,700</u>	<u>353,800</u>	
82	<u>254,800</u>	<u>344,500</u>		82	<u>265,000</u>	<u>354,200</u>	
83	<u>255,100</u>	<u>344,900</u>		83	<u>265,300</u>	<u>354,600</u>	
84	<u>255,400</u>	<u>345,300</u>		84	<u>265,600</u>	<u>355,000</u>	
85	<u>255,700</u>	<u>345,600</u>		85	<u>265,900</u>	<u>355,300</u>	
86	<u>256,000</u>	<u>346,000</u>		86	<u>266,200</u>	<u>355,700</u>	
87	<u>256,300</u>	<u>346,400</u>		87	<u>266,500</u>	<u>356,100</u>	
88	<u>256,600</u>	<u>346,800</u>		88	<u>266,800</u>	<u>356,500</u>	
89	<u>256,900</u>	<u>347,000</u>		89	<u>267,100</u>	<u>356,700</u>	
90	<u>257,200</u>	<u>347,400</u>		90	<u>267,400</u>	<u>357,100</u>	
91	<u>257,500</u>	<u>347,800</u>		91	<u>267,700</u>	<u>357,500</u>	
92	<u>257,800</u>	<u>348,200</u>		92	<u>268,000</u>	<u>357,900</u>	
93	<u>258,100</u>	<u>348,400</u>		93	<u>268,300</u>	<u>358,100</u>	
94		<u>348,800</u>		94		<u>358,400</u>	
95		<u>349,200</u>		95		<u>358,800</u>	
96		<u>349,500</u>		96		<u>359,100</u>	
97		<u>349,800</u>		97		<u>359,400</u>	
98		<u>350,200</u>		98		<u>359,800</u>	
99		<u>350,600</u>		99		<u>360,200</u>	

100	<u>351,000</u>	100	<u>360,600</u>
101	<u>351,500</u>	101	<u>361,100</u>
102	<u>351,900</u>	102	<u>361,500</u>
103	<u>352,300</u>	103	<u>361,900</u>
104	<u>352,700</u>	104	<u>362,300</u>
105	<u>353,200</u>	105	<u>362,800</u>
106	<u>353,600</u>	106	<u>363,200</u>
107	<u>353,900</u>	107	<u>363,500</u>
108	<u>354,200</u>	108	<u>363,800</u>
109	<u>354,700</u>	109	<u>364,200</u>

附 則

(施行期日等)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(通勤手当及び通勤に係る費用弁償の効力発生時期の特例)

第3条 改正後の給与条例第9条及び第24条の規定により東員町職員の給与に関する条例（昭和32年東員村条例第2号）第9条の3の規定を準用する場合において、同条第2項第2号で定める額の改定が行われるときにおける会計年度任用職員の通勤手当及び通勤に係る費用弁償についての当該改定の効力は、当該改定に係る条例の規定にかかわらず、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日から生ずるものとする。

(委任)

第4条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

提案理由

東員町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第74号

東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年東員町条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)</u>の利用開始前の健康診断 _____ _____ が行われた場合であって、<u>当該健康診断が利用</u>	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 (略) 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。)(以下この項において「健康診断等」という。)</u> が行われた場合であって、<u>当該健康診断等がそれ</u>

<u>乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 （略）	<u>ぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等</u> <u>の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="847 546 1157 734"> <u>児童相談所等における乳 児又は幼児(以下「乳幼児」 という。)の利用開始前の 健康診断</u> </td><td data-bbox="1157 546 1468 734"> <u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="847 734 1157 922"> <u>乳幼児に対する健康診査</u> </td><td data-bbox="1157 734 1468 922"> <u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健 康診断</u> </td></tr> </table> 3・4 （略）	<u>児童相談所等における乳 児又は幼児(以下「乳幼児」 という。)の利用開始前の 健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断</u>	<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健 康診断</u>
<u>児童相談所等における乳 児又は幼児(以下「乳幼児」 という。)の利用開始前の 健康診断</u>	<u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断</u>				
<u>乳幼児に対する健康診査</u>	<u>利用乳幼児に対する利用 開始時の健康診断、定期 の健康診断又は臨時の健 康診断</u>				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 7 5 号

東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年東員町条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号_____に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第76号

東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年
東員町条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下<u>この号及び次号</u>において「認定こども園法」という。)) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項	(特定教育・保育の取扱方針) 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 (1) 幼保連携型認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下_____「認定こども園法」という。)) 第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領(認定こども園法第10条第1項

の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号 _____ _____ _____ _____ _____に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。) (2)～(4) (略) 2 (略) (虐待等の禁止) 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
--	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第77号

東員町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

東員町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和7年12月 1日提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

東員町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東員町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年東員町条例第18号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士又は</u> <u>機能訓練指導員</u> については、	第151条 (略) 2～12 (略) 13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。)、指定短期入所生活介護事業所等、指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第5条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、 <u>栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員</u> については、

当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 （略）	当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。 14～17 （略）
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

東員町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するについては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

議案第 7 8 号

令和 7 年度 東員町一般会計補正予算（第 4 号）

令和 7 年度東員町の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 7 7 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 , 9 3 6 , 9 5 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
16. 国庫支出金	
	1. 国庫負担金
17. 県支出金	
	1. 県負担金
18. 財産収入	
	1. 財産運用収入
20. 繰入金	
	1. 特別会計繰入金
21. 繰越金	
	1. 繰越金
22. 諸収入	
	3. 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1, 735, 861	79	1, 735, 940
1, 011, 196	79	1, 011, 275
710, 881	39	710, 920
378, 898	39	378, 937
13, 758	6, 851	20, 609
13, 738	6, 851	20, 589
995, 513	△863	994, 650
2, 279	△863	1, 416
108, 894	116, 486	225, 380
108, 894	116, 486	225, 380
222, 368	38, 178	260, 546
216, 119	38, 178	254, 297
12, 776, 181	160, 770	12, 936, 951

歳 出

款	項
1. 議会費	
	1. 議会費
2. 総務費	
	1. 総務管理費
3. 民生費	
	1. 社会福祉費
	2. 児童福祉費
4. 衛生費	
	1. 保健衛生費
6. 農林水産業費	
	1. 農業費
8. 土木費	
	1. 土木管理費
	2. 道路橋りょう費
9. 消防費	
	1. 消防費
10. 教育費	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
120, 257	2, 878	123, 135
120, 257	2, 878	123, 135
1, 376, 368	15, 578	1, 391, 946
1, 223, 515	15, 578	1, 239, 093
4, 146, 551	97, 269	4, 243, 820
2, 531, 710	45, 227	2, 576, 937
1, 614, 841	52, 042	1, 666, 883
881, 191	1, 784	882, 975
520, 733	1, 784	522, 517
197, 296	5, 140	202, 436
185, 260	5, 140	190, 400
914, 553	23, 935	938, 488
41, 291	3, 099	44, 390
365, 197	20, 836	386, 033
546, 177	370	546, 547
546, 177	370	546, 547
3, 923, 627	13, 816	3, 937, 443

款	項
	1. 教育総務費
	2. 小学校費
	3. 中学校費
	4. 幼稚園費
	6. 保健体育費
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
409,420	16,909	426,329
228,790	382	229,172
2,338,506	195	2,338,701
306,928	△9,500	297,428
466,595	5,830	472,425
12,776,181	160,770	12,936,951

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
電子複写機使用料（子育て支援センター）	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	1,540千円に消費税及び地方 消費税額を加算した額
学校給食センター配送・回収等業務委託料	令和 7 年度から 令和 1 2 年度まで	107,751千円に消費税及び地方 消費税額を加算した額
施設保守管理委託等に要する経費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	82,170千円
業務・事務処理委託等に要する経費	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	531,028千円

提案理由

令和 7 年度本町一般会計既定予算を補正するについては、地方自治法第 218 条第 1 項及び同法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
16. 国庫支出金	1, 735, 861	79	1, 735, 940
17. 県支出金	710, 881	39	710, 920
18. 財産収入	13, 758	6, 851	20, 609
20. 繰入金	995, 513	△863	994, 650
21. 繰越金	108, 894	116, 486	225, 380
22. 諸収入	222, 368	38, 178	260, 546
歳入合計	12, 776, 181	160, 770	12, 936, 951

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 議会費	120, 257	2, 878	123, 135
2. 総務費	1, 376, 368	15, 578	1, 391, 946
3. 民生費	4, 146, 551	97, 269	4, 243, 820
4. 衛生費	881, 191	1, 784	882, 975
6. 農林水産業費	197, 296	5, 140	202, 436
8. 土木費	914, 553	23, 935	938, 488
9. 消防費	546, 177	370	546, 547
10. 教育費	3, 923, 627	13, 816	3, 937, 443
歳出合計	12, 776, 181	160, 770	12, 936, 951

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
			2,878
		6,851	8,727
		△2,200	99,469
			1,784
			5,140
			23,935
			370
			13,816
		4,651	156,119

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	既定額	補正額	計
1. 民生費国庫負担金	974,695	79	974,774
計	1,011,196	79	1,011,275

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

2. 民生費県負担金	374,706	39	374,745
計	378,898	39	378,937

(款) 18. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

2. 利子及び配当金	7,359	6,851	14,210
計	13,738	6,851	20,589

(款) 20. 繰入金

(項) 1. 特別会計繰入金

3. 介護保険特別会計繰入金	2,257	△863	1,394
計	2,279	△863	1,416

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	108,894	116,486	225,380
計	108,894	116,486	225,380

節		説明
区分	金額	
5. 低所得者保険料軽減負担金	79	低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 79

6. 低所得者保険料軽減負担金	39	低所得者保険料軽減負担金（過年度分） 39

1. 利子及び配当金	6,851	基金利子 6,851

1. 介護保険特別会計繰入金	△863	介護保険特別会計繰入金 △863

1. 繰越金	116,486	前年度繰越金 116,486

(款) 22. 諸収入

(項) 3. 雑入

目	既定額	補正額	計
1. 雑入	216, 119	38, 178	254, 297
計	216, 119	38, 178	254, 297

一般会計
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	38,178	障害福祉事業精算交付金 31,345
		障害者介護給付費等審査会共同設置負担金精算金 224
		手話通訳者等派遣事業精算金 610
		社会福祉協議会運営補助金等精算金 5,999

3. 歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 議会費	113,858	2,878	116,736				2,878
計	120,257	2,878	123,135				2,878

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

1. 一般管理費	539,311	8,663	547,974				8,663
----------	---------	-------	---------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
2. 給料	1,363	一般職給 1,363	◎議員報酬等 206 議員期末手当 206
3. 職員手当等	1,053	扶養手当 △36 通勤手当 64 時間外勤務手当 72 期末手当 226 勤勉手当 467 議員期末手当 206 地域手当 54	◎正規職員人件費 2,666 一般職給 1,363 扶養手当 △36 通勤手当 64 時間外勤務手当 72 期末手当 421 勤勉手当 266 地域手当 54 共済組合負担金 328 共済組合追加費用 △68 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 198 互助会負担金 5 ◎会計年度任用職員人件費 6 パートタイム会計年度任用職員期末手当 △195 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 201
4. 共済費	462	共済組合負担金 328 共済組合追加費用 △68 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 198 互助会負担金 5	

1. 報酬	△354	非常勤職員報酬 △354	◎特別職人件費 △117 特別職共済組合負担金 △15 特別職共済組合追加費用 △100 特別職旧恩給組合追加費用 △2
2. 給料	1,339	一般職給 1,339	
3. 職員手当等	5,589	扶養手当 190 住居手当 △255 通勤手当 186 時間外勤務手当 2,589 管理職手当 144	◎正規職員人件費 4,945 一般職給 1,337 扶養手当 190 住居手当 △255

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(一般管理費)							
3. 財政管理費	1,807	64	1,871				64
5. 財産管理費	92,690	6,851	99,541			6,851	

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
		児童手当 45	通勤手当 186
		期末手当 △655	時間外勤務手当 2,589
		勤勉手当 3,258	管理職手当 144
		地域手当 87	児童手当 45
4. 共済費	2,253	共済組合負担金 △921	期末手当 1,272
		共済組合追加費用 △1,143	勤勉手当 1,223
		共済組合事務費 △13	地域手当 87
		旧恩給組合追加費用 △8	共済組合負担金 △894
		退職手当組合負担金 217	共済組合追加費用 △1,143
		互助会負担金 6	共済組合事務費 △21
		公務員災害補償掛金 △30	旧恩給組合追加費用 △8
		社会保険料等 4,262	退職手当組合負担金 217
		特別職共済組合負担金 △15	互助会負担金 6
		特別職共済組合追加費用 △100	公務員災害補償掛金 △30
		特別職旧恩給組合追加費用 △2	◎会計年度任用職員人件費 △427
			パートタイム会計年度任用職員報酬 △354
8. 旅費	△164	費用弁償 △164	パートタイム会計年度任用職員給 2
			パートタイム会計年度任用職員期末手当 △1,927
			パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 2,035
			パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △27
			パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 8
			パートタイム会計年度任用職員費用弁償 △164
			◎会計年度任用職員等共済費 4,262
			社会保険料等 4,262
22. 償還金利子及び割引料	64	償還金利子及び割引料 64	◎財政管理経費 64
			補助金等返還金 64
24. 積立金	6,851	積立金 6,851	◎基金積立金 6,851
			基金利子 6,851

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(財産管理費)						(財) 6,851	
計	1,223,515	15,578	1,239,093			6,851	8,727

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

1. 社会福祉総務費	1,895,251	40,209	1,935,460				40,209
------------	-----------	--------	-----------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明

1. 報酬	1,635	非常勤職員報酬	1,635	◎正規職員人件費	22,699
				一般職給	10,262
2. 給料	9,364	一般職給	9,364	扶養手当	604
				住居手当	84
3. 職員手当等	9,281	扶養手当	604	通勤手当	54
		住居手当	84	時間外勤務手当	2,472
		通勤手当	94	管理職手当	564
		時間外勤務手当	2,117	管理職特別勤務手当	80
		管理職手当	564	児童手当	625
		管理職特別勤務手当	80	期末手当	2,955
		児童手当	625	勤勉手当	1,332
		期末手当	2,742	地域手当	457
		勤勉手当	1,950	共済組合負担金	2,216
		地域手当	421	共済組合追加費用	△494
4. 共済費	2,890	共済組合負担金	2,080	共済組合事務費	10
		共済組合追加費用	△551	旧恩給組合追加費用	△4
		共済組合事務費	15	退職手当組合負担金	1,443
		旧恩給組合追加費用	△5	互助会負担金	39
		退職手当組合負担金	1,312		
		互助会負担金	39	◎会計年度任用職員人件費	491
8. 旅費	20	費用弁償	20	パートタイム会計年度任用職員報酬	1,635
				フルタイム会計年度任用職員給	△898
22. 償還金利子及び割引料	16,620	償還金利子及び割引料	16,620	フルタイム会計年度任用職員通勤手当	40
				フルタイム会計年度任用職員時間外勤務手当	△355
27. 繰出金	399	繰出金	399	フルタイム会計年度任用職員期末手当	△276
				パートタイム会計年度任用職員期末手当	63
				フルタイム会計年度任用職員勤勉手当	266
				パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	352

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会福祉総務費)							
2. 高齢者福祉費	341,225	5,018	346,243			△2,200 (繰入) △2,200	7,218
計	2,531,710	45,227	2,576,937			△2,200	47,427

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

1. 児童福祉総務費	95,402	13,217	108,619				13,217
------------	--------	--------	---------	--	--	--	--------

節			
区分	金額	細節	説明
			フルタイム会計年度任用職員地域手当 △36 フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △270 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 134 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △57 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 5 フルタイム会計年度任用職員旧恩給組合追加費用 △1 フルタイム会計年度任用職員退職手当組合負担金 △131 パートタイム会計年度任用職員費用弁償 20 ◎国民健康保険特別会計繰出金 399 国民健康保険特別会計繰出金 399 ◎障害者自立支援事業 16,620 障害者自立支援給付費負担金等返還金 16,620
12. 委託料	△1,237	委託料 △1,237	◎高齢者福祉事業 △1,200 電算システム改修委託料 963 フレイル予防事業委託料 △2,200 負担金等返還金 37
22. 償還金利子及び割引料	37	償還金利子及び割引料 37	
27. 繰出金	6,218	繰出金 6,218	◎介護保険特別会計繰出金 6,218 介護保険特別会計繰出金 6,218

22. 償還金利子及び割引料	13,217	償還金利子及び割引料 13,217	◎児童福祉事業 12,900 子ども・子育て支援交付金等返還金 12,900
----------------	--------	-------------------	---

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(児童福祉総務費)							
2. 児童措置費	654,757	99	654,856				99
3. 保育園費	828,888	38,726	867,614				38,726

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
			◎子ども支援事業 317 児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助 金返還金 317
22. 償還金利子 及び割引料	99	償還金利子及び割引料 99	◎児童手当費 99 交付金返還金 99
1. 報酬	15,766	非常勤職員報酬 15,766	◎保育士人件費 21,678 一般職給 13,552
2. 給料	5,023	一般職給 5,023	扶養手当 △416 住居手当 563 通勤手当 136 時間外勤務手当 813 児童手当 △600 期末手当 2,720 勤勉手当 1,534 地域手当 525 共済組合負担金 1,615 共済組合追加費用 △701 共済組合事務費 21 旧恩給組合追加費用 △5 退職手当組合負担金 1,869 互助会負担金 52
3. 職員手当等	12,366	扶養手当 △416 住居手当 563 通勤手当 124 時間外勤務手当 306 児童手当 △560 期末手当 △13,978 勤勉手当 26,143 地域手当 184	◎調理員人件費 150 一般職給 △119 時間外勤務手当 △2 期末手当 219 勤勉手当 179 地域手当 △5 共済組合負担金 20 共済組合追加費用 △108 旧恩給組合追加費用 △1 退職手当組合負担金 △32 互助会負担金 △1
4. 共済費	3,903	共済組合負担金 5,021 共済組合追加費用 △1,848 共済組合事務費 81 旧恩給組合追加費用 △19 退職手当組合負担金 617 互助会負担金 51	
8. 旅費	528	費用弁償 528	
10. 需用費	241	消耗品費 241	
17. 備品購入費	530	備品購入費 530	
22. 償還金利子 及び割引料	369	償還金利子及び割引料 369	

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保育園費)							

節			
区分	金額	細節	説明
			◎会計年度任用職員人件費 15,758 パートタイム会計年度任用職員報酬 15,766 フルタイム会計年度任用職員給 △8,410 フルタイム会計年度任用職員通勤手当 △108 パートタイム会計年度任用職員通勤手当 96 フルタイム会計年度任用職員時間外勤務手当 △505 フルタイム会計年度任用職員児童手当 40 フルタイム会計年度任用職員期末手当 △9,808 パートタイム会計年度任用職員期末手当 △7,109 フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 8,847 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 15,583 フルタイム会計年度任用職員地域手当 △336 フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 284 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担 金 3,102 フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費 用 △1,039 フルタイム会計年度任用職員共済組合事務費 △28 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務 費 88 フルタイム会計年度任用職員旧恩給組合追加 費用 △13 フルタイム会計年度任用職員退職手当組合負 担金 △1,220 パートタイム会計年度任用職員費用弁償 528 ◎保育園運営費 1,140 一般消耗品 241 備品購入費 530 保育所運営費負担金等返還金 306 子育てのための保育施設等利用給付費償還金

(款) 3. 民生費

(項) 2. 児童福祉費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保育園費)							
計	1, 614, 841	52, 042	1, 666, 883				52, 042

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

1. 保健衛生総務費	125,596	△12,509	113,087				△12,509
------------	---------	---------	---------	--	--	--	---------

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
			63

1. 報酬	1,656	非常勤職員報酬	1,656	◎正規職員人件費	△14,985
				一般職給	△7,588
2. 給料	△7,588	一般職給	△7,588	扶養手当	156
				通勤手当	36
3. 職員手当等	△3,385	扶養手当	156	時間外勤務手当	232
		通勤手当	36	管理職手当	△492
		時間外勤務手当	232	管理職特別勤務手当	△80
		管理職手当	△492	児童手当	△240
		管理職特別勤務手当	△80	期末手当	△1,864
		児童手当	△240	勤勉手当	△1,407
		期末手当	△2,428	地域手当	△317
		勤勉手当	△252	共済組合負担金	△2,373
		地域手当	△317	共済組合追加費用	△404
4. 共済費	△3,263	共済組合負担金	△2,221	共済組合事務費	△10
		共済組合追加費用	△404	旧恩給組合追加費用	△2
		共済組合事務費	△4	退職手当組合負担金	△615
		旧恩給組合追加費用	△2	互助会負担金	△17
		退職手当組合負担金	△615		
		互助会負担金	△17	◎会計年度任用職員人件費	2,476
8. 旅費	71	費用弁償	71	パートタイム会計年度任用職員報酬	1,656
				パートタイム会計年度任用職員期末手当	
					△564
				パートタイム会計年度任用職員勤勉手当	
					1,155
				パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金	
					152
				パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費	
					6
				パートタイム会計年度任用職員費用弁償	71

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(保健衛生総務費)							
2. 予防費	164,981	9,358	174,339				9,358
3. 健康推進費	125,439	4,935	130,374				4,935
計	520,733	1,784	522,517				1,784

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

1. 農業委員会費	22,417	△2,174	20,243				△2,174
2. 農業総務費	48,651	7,314	55,965				7,314

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
22. 償還金利子及び割引料	9,358	償還金利子及び割引料 9,358	◎成人予防接種事業費 9,358 負担金等返還金 9,358
22. 償還金利子及び割引料	4,935	償還金利子及び割引料 4,935	◎母子保健事業費 1,560 養育医療費国庫負担金等返還金 1,560 ◎妊婦のための支援給付・妊娠等包括相談 支援事業 3,375 出産・子育て応援交付金返還金 3,375

2. 給料	△580	一般職給 580	◎正規職員人件費 2,174 一般職給 580
3. 職員手当等	△1,038	扶養手当 96 時間外勤務手当 262 管理職手当 △492 管理職特別勤務手当 △80 期末手当 △428 勤勉手当 △357 地域手当 △39	扶養手当 96 時間外勤務手当 262 管理職手当 △492 管理職特別勤務手当 △80 期末手当 △428 勤勉手当 △357 地域手当 △39
4. 共済費	△556	共済組合負担金 △411 共済組合追加費用 △59 退職手当組合負担金 △84 互助会負担金 △2	共済組合負担金 △411 共済組合追加費用 △59 退職手当組合負担金 △84 互助会負担金 △2
2. 給料	3,724	一般職給 3,724	◎正規職員人件費 7,310 一般職給 3,724
3. 職員手当等	1,851	扶養手当 △138 通勤手当 87 時間外勤務手当 △18 管理職手当 492	扶養手当 △138 通勤手当 87 時間外勤務手当 △18 管理職手当 492

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農業総務費)							
計	185,260	5,140	190,400				5,140

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

1. 土木総務費	41,291	3,099	44,390				3,099
----------	--------	-------	--------	--	--	--	-------

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
		管理職特別勤務手当 80	管理職特別勤務手当 80
		期末手当 568	期末手当 741
		勤勉手当 617	勤勉手当 440
		地域手当 163	地域手当 163
4. 共済費	1,739	共済組合負担金 1,070	共済組合負担金 1,070
		共済組合追加費用 △98	共済組合追加費用 △98
		共済組合事務費 10	共済組合事務費 10
		退職手当組合負担金 737	退職手当組合負担金 737
		互助会負担金 20	互助会負担金 20
			◎会計年度任用職員人件費 4
			パートタイム会計年度任用職員期末手当 △173
			パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 177

1. 報酬	1,015	非常勤職員報酬 1,015	◎正規職員人件費 1,272
			一般職給 394
2. 給料	394	一般職給 394	扶養手当 △234
			通勤手当 △24
3. 職員手当等	1,353	扶養手当 △234	時間外勤務手当 1,016
		通勤手当 △24	期末手当 71
		時間外勤務手当 1,016	勤勉手当 105
		期末手当 △58	地域手当 6
		勤勉手当 647	共済組合負担金 △58
		地域手当 6	共済組合追加費用 △83
4. 共済費	56	共済組合負担金 50	旧恩給組合追加費用 △1
		共済組合追加費用 △83	退職手当組合負担金 78
		共済組合事務費 10	互助会負担金 2
		旧恩給組合追加費用 △1	
		退職手当組合負担金 78	◎会計年度任用職員人件費 1,827
		互助会負担金 2	パートタイム会計年度任用職員報酬 1,015

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(土木総務費)							
計	41, 291	3, 099	44, 390				3, 099

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

2. 道路維持費	57, 697	15, 870	73, 567				15, 870
3. 道路新設改良費	297, 182	4, 966	302, 148				4, 966
計	365, 197	20, 836	386, 033				20, 836

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
8. 旅費	281	費用弁償 281	パートタイム会計年度任用職員期末手当 △129 パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 542 パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 108 パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 10 パートタイム会計年度任用職員費用弁償 281

10. 需用費	3,000	修繕料 3,000	◎道路維持管理経費 15,870
			道路施設等修繕料 3,000
12. 委託料	12,870	委託料 12,870	上下水道受託工事委託料 12,870
2. 給料	1,070	一般職給 1,070	◎正規職員人件費 4,966
			一般職給 1,070
3. 職員手当等	3,370	扶養手当 336	扶養手当 336
		通勤手当 △6	通勤手当 △6
		時間外勤務手当 1,624	時間外勤務手当 1,624
		児童手当 240	児童手当 240
		期末手当 606	期末手当 606
		勤勉手当 514	勤勉手当 514
		地域手当 56	地域手当 56
4. 共済費	526	共済組合負担金 315	共済組合負担金 315
		共済組合追加費用 △62	共済組合追加費用 △62
		旧恩給組合追加費用 △1	旧恩給組合追加費用 △1
		退職手当組合負担金 266	退職手当組合負担金 266
		互助会負担金 8	互助会負担金 8

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 災害対策費	51,832	370	52,202				370
計	546,177	370	546,547				370

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

2. 事務局費	408,552	16,909	425,461				16,909
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
2. 給料	259	一般職給 259	◎正規職員人件費 356 一般職給 259
3. 職員手当等	113	扶養手当 △24	扶養手当 △24
		時間外勤務手当 20	時間外勤務手当 20
		期末手当 △180	期末手当 74
		勤勉手当 288	勤勉手当 7
		地域手当 9	地域手当 9
4. 共済費	△2	共済組合負担金 29	共済組合負担金 20
		共済組合追加費用 △70	共済組合追加費用 △48
		退職手当組合負担金 38	退職手当組合負担金 38
		互助会負担金 1	互助会負担金 1
		◎会計年度任用職員人件費 14	
		フルタイム会計年度任用職員期末手当 △254	
		フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 281	
		フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 9	
		フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △22	

1. 報酬	△1,915	非常勤職員報酬 △1,915	◎教育長人件費 △41
2. 給料	8,705	一般職給 8,705	特別職共済組合負担金 △7
			特別職共済組合追加費用 △33
3. 職員手当等	7,214	扶養手当 △78	特別職旧恩給組合追加費用 △1
		通勤手当 △288	◎正規職員人件費 19,372
		時間外勤務手当 2,175	一般職給 8,705
		管理職手当 984	扶養手当 △78
		管理職特別勤務手当 160	通勤手当 △288
		児童手当 525	時間外勤務手当 2,175
		期末手当 709	管理職手当 984

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(事務局費)							
計	409,420	16,909	426,329				16,909

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
		勤勉手当 2,642	管理職特別勤務手当 160
		地域手当 385	児童手当 525
4. 共済費	2,889	共済組合負担金 2,154	期末手当 2,083
		共済組合追加費用 △525	勤勉手当 1,599
		共済組合事務費 28	地域手当 385
		旧恩給組合追加費用 △4	共済組合負担金 2,290
		退職手当組合負担金 1,231	共済組合追加費用 △466
		互助会負担金 33	共済組合事務費 24
		公務員災害補償掛金 13	旧恩給組合追加費用 △3
		特別職共済組合負担金 △7	退職手当組合負担金 1,231
		特別職共済組合追加費用 △33	互助会負担金 33
		特別職旧恩給組合追加費用 △1	公務員災害補償掛金 13
8. 旅費	16	費用弁償 16	◎会計年度任用職員人件費 △2,422
			パートタイム会計年度任用職員報酬 △1,915
			フルタイム会計年度任用職員期末手当 △624
			パートタイム会計年度任用職員期末手当 △750
			フルタイム会計年度任用職員勤勉手当 690
			パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 353
			フルタイム会計年度任用職員共済組合負担金 20
			パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 △156
			フルタイム会計年度任用職員共済組合追加費用 △59
			フルタイム会計年度任用職員共済組合事務費 1
			パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 3
			フルタイム会計年度任用職員旧恩給組合追加費用 △1
			パートタイム会計年度任用職員費用弁償 16

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 学校管理費	192, 277	382	192, 659				382
計	228, 790	382	229, 172				382

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

1. 学校管理費	2, 298, 302	195	2, 298, 497				195
----------	-------------	-----	-------------	--	--	--	-----

(単位：千円)

節			
区分	金額	細 節	説 明
2. 給料	123	一般職給 123	◎用務員人件費 204 一般職給 123
3. 職員手当等	192	時間外勤務手当 5	時間外勤務手当 5
		期末手当 △4,766	期末手当 33
		勤勉手当 4,948	勤勉手当 29
		地域手当 5	地域手当 5
4. 共済費	67	共済組合負担金 15	共済組合負担金 10
		共済組合追加費用 △20	共済組合追加費用 △20
		共済組合事務費 54	共済組合事務費 1
		退職手当組合負担金 18	退職手当組合負担金 18
		◎会計年度任用職員人件費 178	
		パートタイム会計年度任用職員期末手当 △4,799	
		パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 4,919	
		パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 5	
			パートタイム会計年度任用職員共済組合事務費 53

2. 給料	100	一般職給 100	◎用務員人件費 130
3. 職員手当等	85	時間外勤務手当 4	一般職給 100
		期末手当 △1,786	時間外勤務手当 4
		勤勉手当 1,863	期末手当 17
		地域手当 4	勤勉手当 14
4. 共済費	10	共済組合負担金 5	地域手当 4
		共済組合追加費用 △14	共済組合負担金 4
		共済組合事務費 19	共済組合追加費用 △14
			共済組合事務費 1

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校管理費)							
計	2,338,506	195	2,338,701				195

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

1. 幼稚園費	276,051	△9,500	266,551				△9,500
---------	---------	--------	---------	--	--	--	--------

2. 給料	△5, 688	一般職給	△5, 688	◎教諭人件費	△9, 756
				一般職給	△5, 688
3. 職員手当等	△433	扶養手当	785	扶養手当	785
		住居手当	△648	住居手当	△648
		通勤手当	△108	通勤手当	△108
		時間外勤務手当	△391	時間外勤務手当	△391
		児童手当	600	児童手当	600
		期末手当	△227	期末手当	△227
		勤勉手当	△248	勤勉手当	△248
		地域手当	△196	地域手当	△196
4. 共済費	△3, 635	共済組合負担金	△1, 997	共済組合負担金	△1, 997
		共済組合追加費用	△837	共済組合追加費用	△837
		共済組合事務費	29	共済組合事務費	29
		退職手当組合負担金	△807	退職手当組合負担金	△807
		互助会負担金	△23	互助会負担金	△23
22. 償還金利子及び割引料	256	償還金利子及び割引料	256	◎幼稚園運営費	256
				幼稚園運営費負担金等返還金	198
				子育てのための幼稚園施設等利用給付費償還金	58

(款) 10. 教育費

(項) 4. 幼稚園費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
計	306,928	△9,500	297,428				△9,500

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

3. 学校給食費	353,285	5,830	359,115				5,830
計	466,595	5,830	472,425				5,830

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明

10. 需用費	5,830	賄材料費	5,830	◎学校給食運営費	5,830
				給食材料費	5,830

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円
電子複写機使用料(子育て支援センター)	1,540に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和12年度まで	1,695	0	0	0	1,695
学校給食センター配送・回収等業務委託料	107,751に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和12年度まで	118,529	0	0	0	118,529
施設保守管理委託等に要する経費	82,170	令和7年度から令和8年度まで	82,170	0	0	1,531	80,639
業務・事務処理委託等に要する経費	531,028	令和7年度から令和8年度まで	531,028	49,151	0	27,296	454,581

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		23,568	9,826	4.35	33,394	12,635	46,029
	議 員	14	43,107		18,589	4.50	61,696	11,508	73,204
	その他	604	49,077				49,077		49,077
	計	621	92,184	23,568	28,415		144,167	24,143	168,310
補正前	長 等	3		23,568	9,826	4.35	33,394	12,793	46,187
	議 員	14	43,107		18,383	4.45	61,490	11,508	72,998
	その他	604	49,077				49,077		49,077
	計	621	92,184	23,568	28,209		143,961	24,301	168,262
比 較	長 等	0		0	0	0.00	0	△ 158	△ 158
	議 員	0	0		206	0.05	206	0	206
	その他	0	0				0		0
	計	0	0	0	206		206	△ 158	48

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(351) 253	450,436	918,879	606,031	1,975,346	491,646	2,466,992	
補正前	(344) 256	432,633	901,271	568,626	1,902,530	484,149	2,386,679	
比 較	(7) △ 3	17,803	17,608	37,405	72,816	7,497	80,313	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職 手当	管理職員 特別勤務 手当	期末手当
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	補正後	18,305	11,514	9,302	69,126	17,400	3,808	236,768
	補正前	17,064	11,349	9,558	59,113	16,200	3,648	256,423
	比 較	1,241	165	△ 256	10,013	1,200	160	△ 19,655
	区 分	勤勉手当	児童手当	地域手当	特殊勤務 手当			
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)			
	補正後	186,603	14,380	38,724	101			
	補正前	144,123	13,145	37,902	101			
	比 較	42,480	1,235	822	0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 213	788, 119	500, 782	1, 288, 901	366, 951	1, 655, 852	
補正前	(3) 213	761, 205	471, 115	1, 232, 320	364, 699	1, 597, 019	
比 較	(0) 0	26, 914	29, 667	56, 581	2, 252	58, 833	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	18, 305	9, 511	9, 302	63, 269	17, 400	3, 808	182, 262
	補正前	17, 064	9, 374	9, 558	52, 396	16, 200	3, 648	173, 569
	比 較	1, 241	137	△ 256	10, 873	1, 200	160	8, 693
	区 分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)			
	補正後	149, 353	13, 980	33, 491	101			
	補正前	144, 123	12, 785	32, 297	101			
	比 較	5, 230	1, 195	1, 194	0			

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(348) 40	450, 436	130, 760	105, 249	686, 445	124, 695	811, 140	
補正前	(341) 43	432, 633	140, 066	97, 511	670, 210	119, 450	789, 660	
比 較	(7) △ 3	17, 803	△ 9, 306	7, 738	16, 235	5, 245	21, 480	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	通勤手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	2, 003	5, 857	54, 506	37, 250	400	5, 233
	補正前	1, 975	6, 717	82, 854	0	360	5, 605
	比 較	28	△ 860	△ 28, 348	37, 250	40	△ 372

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	17,608	昇給に伴う増加分	9,997	昇格等	
		その他の増減分	7,611	職員構成の変動等	
職員手当	37,405	制度改正に伴う増減分	22,984	期末手当及び勤勉手当引き上げ	
		その他の増減分	14,421	職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職 (一)	一般行政職 (二)
令和7年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	325,674	242,114
	平均給与月額 (円)	391,925	269,369
	平均年齢 (歳)	40.5	55.4
令和6年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	305,945	229,303
	平均給与月額 (円)	392,033	245,554
	平均年齢 (歳)	40.3	55.9

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職 (一)						一般行政職 (二)		
	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)	級	職員数 (人)	構成比 (%)
令和7年12月1日現在		()	()		(3)	(100.0)		()	()
	7 級	4	1.9	3 級	52	25.4	3 級	1	12.5
	6 級	28	13.7	2 級	61	29.8	2 級	5	62.5
	5 級	31	15.1	1 級	13	6.3	1 級	2	25.0
令和6年12月1日現在	4 級	16	7.8	計	(3)	(100.0)	計	()	()
					205	100.0		8	100.0
	7 級	3	1.5	3 級	47	22.9	3 級	2	25.0
	6 級	29	14.1	2 級	59	28.8	2 級	3	37.5
	5 級	27	13.2	1 級	21	10.2	1 級	3	37.5
	4 級	15	7.3	計	(1)	(100.0)	計	()	()
					201	100.0		8	100.0

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

エ 昇給

区 分		合 計	代 表 的 な 職 種	
			一般行政職(一)	一般行政職(二)
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	213	205	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)	198	193	5
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	14	1
		4 号 給 (人)	179	4
		6 号 給 (人)	0	0
		8 号 給 (人)	0	0
	比 率 (B)/ (A) (%)	93.0	94.1	62.5
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	213	205	8
	昇給に係る職員数 (B) (人)	203	197	6
	号 給 数 別 内 訳	2 号 給 (人)	17	2
		4 号 給 (人)	180	4
		6 号 給 (人)	0	0
		8 号 給 (人)	0	0
	比 率 (B)/ (A) (%)	95.3	96.1	75.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職務上の段階、職務の 級別による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	

※ () 内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 7 9 号

令和 7 年度 東員町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東員町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 , 6 6 9 , 8 7 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 1 2 月 1 日 提出

令和 7 年 1 2 月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
4. 県支出金	
	1. 県補助金
6. 繰入金	
	1. 繰入金
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
1, 956, 401	19	1, 956, 420
1, 956, 401	19	1, 956, 420
157, 706	399	158, 105
157, 706	399	158, 105
2, 669, 454	418	2, 669, 872

歳 出

款	項
1. 総務費	
	1. 総務管理費
5. 保健事業費	
	2. 保健事業費
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
44,472	399	44,871
39,778	399	40,177
31,006	19	31,025
4,141	19	4,160
2,669,454	418	2,669,872

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険事業実績報告書作成運用業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	124千円に消費税及び地方消費税額を加算した額
国民健康保険調整交付金申請諸作成システム保守業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	173千円に消費税及び地方消費税額を加算した額
国民健康保険滞納整理システム運用・保守業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	448千円に消費税及び地方消費税額を加算した額

提案理由

令和 7 年度本町国民健康保険特別会計既定予算を補正するについては、
地方自治法第 2 1 8 条第 1 項及び同法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、
議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
4. 県支出金	1,956,401	19	1,956,420
6. 繰入金	157,706	399	158,105
歳入合計	2,669,454	418	2,669,872

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 総務費	44, 472	399	44, 871
5. 保健事業費	31, 006	19	31, 025
歳出合計	2, 669, 454	418	2, 669, 872

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
		399	
19			
19		399	

2. 歳入

(款) 4. 県支出金

(項) 1. 県補助金

目	既定額	補正額	計
1. 保険給付費等交付金	1,956,401	19	1,956,420
計	1,956,401	19	1,956,420

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 繰入金

1. 一般会計繰入金	157,706	399	158,105
計	157,706	399	158,105

国民健康保険特別会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 保険給付費等交付金	19	特別交付金 19

2. 職員給与費等繰入金	399	職員給与費等繰入金 399

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	39,778	399	40,177			399 (繰入) 399	
計	39,778	399	40,177			399	

(款) 5. 保健事業費

(項) 2. 保健事業費

1. 保健事業費	4,141	19	4,160	19 (県)			
計	4,141	19	4,160	19			

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
2. 給料	256	一般職給 256	◎正規職員人件費 399
			一般職給 256
3. 職員手当等	135	通勤手当 △7	通勤手当 △7
		時間外勤務手当 16	時間外勤務手当 16
		期末手当 81	期末手当 81
		勤勉手当 35	勤勉手当 35
		地域手当 10	地域手当 10
4. 共済費	8	共済組合負担金 21	共済組合負担金 21
		共済組合追加費用 △52	共済組合追加費用 △52
		退職手当組合負担金 37	退職手当組合負担金 37
		互助会負担金 1	互助会負担金 1
		公務員災害補償掛金 1	公務員災害補償掛金 1

1. 報酬	2	非常勤職員報酬 2	◎会計年度任用職員人件費 19
			パートタイム会計年度任用職員報酬 2
3. 職員手当等	5	期末手当 △166	パートタイム会計年度任用職員期末手当
		勤勉手当 171	△166
4. 共済費	12	社会保険料等 12	パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 171
			社会保険料等 12

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支出金	地方債	その他	
国民健康保険事業実績報告書作成運用業務委託料	千円 124に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和8年度	千円 137	千円 0	千円 0	千円 0	千円 137
国民健康保険調整交付金申請諸作成システム保守業務委託料	173に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和8年度	190	0	0	0	190
国民健康保険滞納整理システム運用・保守業務委託料	448に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和8年度	493	0	0	0	493

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 2	1,958	8,703	6,951	17,612	4,675	22,287	
補正前	(1) 2	1,956	8,447	6,811	17,214	4,655	21,869	
比 較	(0) 0	2	256	140	398	20	418	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	672	138	336	523	2,445	1,982	480	375
	補正前	672	145	336	507	2,530	1,776	480	365
	比 較	0	△ 7	0	16	△ 85	206	0	10

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 2	8,703	6,530	15,233	4,283	19,516	
補正前	(0) 2	8,447	6,395	14,842	4,275	19,117	
比 較	(0) 0	256	135	391	8	399	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正後	672	138	336	523	2,195	1,811	480	375
	補正前	672	145	336	507	2,114	1,776	480	365
	比 較	0	△ 7	0	16	81	35	0	10

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 0	1,958	0	421	2,379	392	2,771	
補正前	(1) 0	1,956	0	416	2,372	380	2,752	
比 較	(0) 0	2	0	5	7	12	19	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	250	171
	補正前	416	0
	比 較	△ 166	171

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	256	その他の 増 減 分	256	職員構成の変動等	
職員手当	140	その他の 増 減 分	159	期末手当及び勤勉手当引き上げ	
		その他の 増 減 分	△ 19	職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職 (一)
令和7年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	362,588
	平均給与月額 (円)	467,716
	平均年齢 (歳)	44.5
令和6年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	348,475
	平均給与月額 (円)	442,192
	平均年齢 (歳)	43.5

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職務上の段階、職務の 級別による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	

※ () 内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 80 号

令和 7 年度 東員町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度東員町の介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,988 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,023,909 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 7 年 12 月 1 日提出

令和 7 年 12 月 日

東員町長 水谷俊郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項
1. 保険料	
	1. 介護保険料
3. 国庫支出金	
	2. 国庫補助金
5. 県支出金	
	1. 県負担金
	2. 県補助金
6. 財産収入	
	1. 財産運用収入
7. 繰入金	
	1. 一般会計繰入金
8. 繰越金	
	1. 繰越金
9. 諸収入	
	2. 雑入
歳入合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
462, 597	△237	462, 360
462, 597	△237	462, 360
387, 085	2, 168	389, 253
51, 610	2, 168	53, 778
275, 432	12, 809	288, 241
253, 628	11, 487	265, 115
21, 804	1, 322	23, 126
550	450	1, 000
550	450	1, 000
369, 642	6, 218	375, 860
310, 492	6, 218	316, 710
780	1, 608	2, 388
780	1, 608	2, 388
18	972	990
8	972	980
1, 999, 921	23, 988	2, 023, 909

歳 出

款	項
1. 総務費	
	1. 総務管理費
3. 地域支援事業費	
	3. 包括的支援事業・任意事業費
4. 基金積立金	
	1. 基金積立金
6. 諸支出金	
	1. 償還金及び加算金
	2. 繰出金
歳出合計	

(単位：千円)

既定額	補正額	計
51,408	6,545	57,953
24,513	6,545	31,058
131,984	△1,022	130,962
78,628	△1,022	77,606
550	450	1,000
550	450	1,000
3,337	18,015	21,352
1,080	18,877	19,957
2,257	△862	1,395
1,999,921	23,988	2,023,909

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険指定事業者等管理システム 使用契約	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	95千円に消費税及び地方消費税 額を加算した額
介護報酬・運営基準等検索システム 使用契約	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	29 千円に消費税及び地方消費税 額を加算した額
介護保険電算委託業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,821 千円に消費税及び地方消 費税額を加算した額
介護保険認定調査事務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,728 千円に消費税及び地方消 費税額を加算した額
東員町短期集中サービス事業委託業 務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	641 千円に消費税及び地方消費 税額を加算した額
東員町地域ボランティア制度事業委 託業務	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,546 千円に消費税及び地方消 費税額を加算した額
東員町地域包括支援センター業務委 託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	39,028 千円に消費税及び地方消 費税額を加算した額
地域包括支援センターシステム機器 保守システムサポート委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	605 千円に消費税及び地方消費 税額を加算した額
介護保険給付費通知作成業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	440 千円に消費税及び地方消費 税額を加算した額

東員町生活支援型配食サービス事業委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,374 千円に消費税及び地方消費税額を加算した額
東員町生活支援体制整備事業委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	8,182 千円に消費税及び地方消費税額を加算した額
認知症初期集中支援チーム員職員派遣業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,141 千円に消費税及び地方消費税額を加算した額

提案理由

令和 7 年度本町介護保険特別会計既定予算を補正するについては、地方自治法第 2 1 8 条第 1 項及び同法第 9 6 条第 1 項第 2 号の規定により、議会の議決を経る必要がある。

歳入歳出補正予算事項別明細書

１．総括

歳入

(単位：千円)

款	既定額	補正額	計
1. 保険料	462, 597	△237	462, 360
3. 国庫支出金	387, 085	2, 168	389, 253
5. 県支出金	275, 432	12, 809	288, 241
6. 財産収入	550	450	1, 000
7. 繰入金	369, 642	6, 218	375, 860
8. 繰越金	780	1, 608	2, 388
9. 諸収入	18	972	990
歳入合計	1, 999, 921	23, 988	2, 023, 909

歳 出

款	既定額	補正額	計
1. 総務費	51,408	6,545	57,953
3. 地域支援事業費	131,984	△1,022	130,962
4. 基金積立金	550	450	1,000
6. 諸支出金	3,337	18,015	21,352
歳出合計	1,999,921	23,988	2,023,909

(単位：千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
131		6,414	
△589		△196	△237
		450	
△2,200			20,215
△2,658		6,668	19,978

2. 歳入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

目	既定額	補正額	計
1. 第1号被保険者保険料	462,597	△237	462,360
計	462,597	△237	462,360

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	13,339	2,430	15,769
2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業等）	30,271	△393	29,878
5. 介護保険事業費補助金	0	131	131
計	51,610	2,168	53,778

(款) 5. 県支出金

(項) 1. 県負担金

1. 介護給付費負担金	253,628	11,487	265,115
計	253,628	11,487	265,115

(款) 5. 県支出金

(項) 2. 県補助金

1. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	6,669	1,518	8,187
2. 地域支援事業交付金（包括的支援事業等）	15,135	△196	14,939
計	21,804	1,322	23,126

介護保険特別会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分特別徴収保険料	△237	現年度分特別徴収保険料 △237

2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分）	2,430	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分） 2,430
1. 地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分）	△393	地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分） △393
1. 介護保険事業費補助金	131	介護保険事業費補助金 131

2. 介護給付費負担金（過年度分）	11,487	介護給付費負担金（過年度分） 11,487

2. 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分）	1,518	地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）（過年度分） 1,518
1. 地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分）	△196	地域支援事業交付金（包括の支援事業等）（現年度分） △196

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	既定額	補正額	計
1. 利子及び配当金	550	450	1,000
計	550	450	1,000

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

3. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）	15,135	△196	14,939
5. その他一般会計繰入金	51,408	6,414	57,822
計	310,492	6,218	316,710

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

1. 繰越金	780	1,608	2,388
計	780	1,608	2,388

(款) 9. 諸収入

(項) 2. 雑入

2. 雑入	1	972	973
計	8	972	980

介護保険特別会計

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	450	基金利子 450

1. 地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）（現年度分）	△196	地域支援事業繰入金（包括的支援事業等）（現年度分） △196
1. その他一般会計繰入金	6,414	その他一般会計繰入金 6,414

1. 繰越金	1,608	繰越金 1,608

1. 雑入	972	認定審査会共同設置負担精算金 972

3. 歳出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	24,513	6,545	31,058	131		6,414	
				(国) 131		(繰入) 6,414	
計	24,513	6,545	31,058	131		6,414	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

4. 在宅医療・介護 連携推進事業費	14,678	△385	14,293	△222		△74	△89
				(国) △148		(繰入) △74	
				(県) △74			

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
2. 給料	3,719	一般職給 3,719	◎正規職員人件費 6,282
3. 職員手当等	2,032	扶養手当 80	一般職給 3,719
		通勤手当 50	扶養手当 80
		時間外勤務手当 720	通勤手当 50
		児童手当 85	時間外勤務手当 720
		期末手当 510	児童手当 85
		勤勉手当 435	期末手当 510
		地域手当 152	勤勉手当 435
			地域手当 152
4. 共済費	531	共済組合負担金 624	共済組合負担金 624
		共済組合追加費用 △86	共済組合追加費用 △86
		旧恩給組合追加費用 △1	旧恩給組合追加費用 △1
		退職手当組合負担金 △7	退職手当組合負担金 △7
		公務員災害補償掛金 1	公務員災害補償掛金 1
12. 委託料	263	委託料 263	◎一般管理経費 263
			電算システム改修委託料 263

2. 給料	325	一般職給 325	◎正規職員人件費 △385
3. 職員手当等	△735	扶養手当 △570	一般職給 325
		通勤手当 △24	扶養手当 △570
		時間外勤務手当 △285	通勤手当 △24
		管理職手当 492	時間外勤務手当 △285
		管理職特別勤務手当 80	管理職手当 492
		児童手当 △480	管理職特別勤務手当 80
		期末手当 22	児童手当 △480
		勤勉手当 20	期末手当 22
		地域手当 10	勤勉手当 20
4. 共済費	25	共済組合負担金 3	地域手当 10
		共済組合追加費用 △28	共済組合負担金 3
			共済組合追加費用 △28

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(在宅医療・介護連携推進事業費)							
6. 認知症総合支援事業費	11,365	△637	10,728	△367 (国) △245 (県) △122		△122 (繰入) △122	△148
計	78,628	△1,022	77,606	△589		△196	△237

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

1. 基金積立金	550	450	1,000			450	
						(財) 450	
計	550	450	1,000			450	

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
		退職手当組合負担金 47	退職手当組合負担金 47
		互助会負担金 2	互助会負担金 2
		公務員災害補償掛金 1	公務員災害補償掛金 1
1. 報酬	10	非常勤職員報酬 10	◎正規職員人件費 △667
			一般職給 △420
2. 給料	△420	一般職給 △420	通勤手当 △42
			時間外勤務手当 △25
3. 職員手当等	△12	通勤手当 △42	期末手当 35
		時間外勤務手当 △25	勤勉手当 30
		期末手当 △136	地域手当 △17
		勤勉手当 208	共済組合負担金 △230
		地域手当 △17	共済組合追加費用 △17
4. 共済費	△215	共済組合負担金 △229	退職手当組合負担金 18
		共済組合追加費用 △17	互助会負担金 1
		退職手当組合負担金 18	
		互助会負担金 1	◎会計年度任用職員人件費 30
		社会保険料等 12	パートタイム会計年度任用職員報酬 10
			パートタイム会計年度任用職員期末手当 △171
			パートタイム会計年度任用職員勤勉手当 178
			パートタイム会計年度任用職員共済組合負担金 1
			社会保険料等 12

24. 積立金	450	積立金 450	◎基金積立金 450
			利子積立金 450

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び加算金

目	既定額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 償還金	790	18,877	19,667				18,877
計	1,080	18,877	19,957				18,877

(款) 6. 諸支出金

(項) 2. 繰出金

1. 一般会計繰出金	2,257	△862	1,395	△2,200			1,338
				(国) △2,200			
計	2,257	△862	1,395	△2,200			1,338

介護保険特別会計

(単位：千円)

節			
区分	金額	細節	説明
22. 償還金利子 及び割引料	18,877	償還金利子及び割引料 18,877	◎国庫負担金等返還金 18,877 国庫負担金等返還金 18,877

27. 繰出金	△862	繰出金 △862	◎一般会計繰出金 △862 一般会計精算返還金 1,338 一般会計事業繰出金 △2,200

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての
当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	当該年度以降の 支 出 予 定 額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	特 定 財 源			一 財 源
				国 県 支 出 金	地方債	その他	
	千円		千円	千円	千円	千円	千円
介護保険指定事業者等管理システム使用契約	95に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	105	0	0	105	0
介護報酬・運営基準等検索システム使用契約	29に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	32	0	0	32	0
介護保険電算委託業務	1,821に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	2,004	0	0	2,004	0
介護保険認定調査事務委託	7,728に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	8,500	0	0	8,500	0
東員町短期集中サービス事業委託業務	641に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	706	265	0	88	353
東員町地域ボランティア制度事業委託業務	4,546に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	5,000	2,887	0	963	1,150
東員町地域包括支援センター業務委託	39,028に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	42,930	24,792	0	8,264	9,874
地域包括支援センターシステム機器保守システムサポート委託	605に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	666	384	0	128	154
介護保険給付費通知作成業務委託	440に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	484	279	0	93	112
東員町生活支援型配食サービス事業委託	3,374に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	3,711	2,143	0	714	854
東員町生活支援体制整備事業委託	8,182に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	9,000	5,197	0	1,732	2,071
認知症初期集中支援チーム員職員派遣業務委託	1,141に消費税及び地方消費税額を加算した額	令和7年度から令和8年度まで	1,255	725	0	241	289

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(1) 6	2,036	21,678	13,890	37,604	10,249	47,853	
補正前	(1) 6	2,026	18,054	8,468	28,548	9,908	38,456	
比 較	(0) 0	10	3,624	5,422	9,056	341	9,397	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	393	180	336	1,495	492	80	5,248
	補正前	883	196	336	1,085	0	0	4,112
	比 較	△ 490	△ 16	0	410	492	80	1,136
	区 分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)				
	補正後	4,377	385	904				
	補正前	317	780	759				
	比 較	4,060	△ 395	145				

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(0) 6	21,678	13,452	35,130	9,839	44,969	
補正前	(0) 6	18,054	8,037	26,091	9,511	35,602	
比 較	(0) 0	3,624	5,415	9,039	328	9,367	

※ () 内は、再任用短時間勤務職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)	期末手当 (千円)
	補正後	393	180	336	1,495	492	80	4,988
	補正前	883	196	336	1,085	0	0	3,681
	比 較	△ 490	△ 16	0	410	492	80	1,307
	区 分	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	地域手当 (千円)				
	補正後	4,199	385	904				
	補正前	317	780	759				
	比 較	3,882	△ 395	145				

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(2) 0	2,036	0	438	2,474	410	2,884	
補正前	(2) 0	2,026	0	431	2,457	397	2,854	
比 較	(0) 0	10	0	7	17	13	30	

※ () 内は、パートタイム会計年度任用職員について外書きしています。

職員 手当の 内訳	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
	補正後	260	178
	補正前	431	0
	比 較	△ 171	178

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	3,624	その他の 増 減 分	3,624	職員構成の変動等	
職員手当	5,422	制度改正 に伴う増 減 分	417	期末手当及び勤勉手当引き上げ	
		その他の 増 減 分	5,005	職員構成の変動等	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職 (一)
令和7年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	301,075
	平均給与月額 (円)	353,357
	平均年齢 (歳)	45.2
令和6年 12月1日現在	平均給料月額 (円)	285,318
	平均給与月額 (円)	345,565
	平均年齢 (歳)	38.3

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職務上の段階、職務の 級別による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	1 2 月 (月分)			
補正後	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	
補正前	(1.200) 2.300	(1.200) 2.300	(2.400) 4.600	有	
国の制度	(1.200) 2.300	(1.250) 2.350	(2.450) 4.650	有	

※ () 内は再任用職員の標準的な支給率

議案第 8 1 号

令和 7 年度 東員町水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度東員町水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 令和 7 年度東員町水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追加）

事項	期間	限度額
水質検査業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,000 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上水道施設自家用電気工作物保守 点検管理業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,500 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上水道施設年間保守点検業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	8,700 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上水道施設緊急対応業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5,400 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上水道管理事務所消防用設備点検 業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	100 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
水道事業支援業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	9,200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上下水道台帳作成及び上下水道管 理システム保守他業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	3,400 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上下水道施設管理用クラウドシス テム利用	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,300 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上水道管理事務所空調設備保守管 理業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
公営企業会計システム及び付随シ ステム運用保守業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6,700 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額

事項	期間	限度額
次亜塩素酸ナトリウム購入（単価契約）	令和７年度から 令和８年度まで	1,300 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
小口径量水器購入（単価契約）	令和７年度から 令和８年度まで	9,200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額

令和７年１２月 １日 提出

令和７年１２月 日

東員町長 水 谷 俊 郎

提案理由

令和 7 年度本町水道事業会計既定予算を補正するについては、地方公営企業法第 24 条第 2 項及び地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

水道事業会計
補正予算（第1号）に関する説明書

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫 補助金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
水質検査業務委託	2,000に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	2,200	0	0	2,200
上水道施設自家用電気工作物保守点検管理業務委託	1,500に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	1,650	0	0	1,650
上水道施設年間保守点検業務委託	8,700に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	9,570	0	0	9,570
上水道施設緊急対応業務委託	5,400に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	5,940	0	0	5,940
上水道管理事務所消防用設備点検業務委託	100に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	110	0	0	110
水道事業支援業務委託	9,200に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	10,120	0	3,500	6,620
上下水道台帳作成及び上下水道管理システム保守他業務委託	3,400に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	3,740	0	0	3,740
上下水道施設管理用クラウドシステム利用	2,300に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	2,530	0	0	2,530
上水道管理事務所空調設備保守管理業務委託	200に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	220	0	0	220
公営企業会計システム及び付随システム運用保守業務委託	6,700に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	7,370	0	0	7,370
次亜塩素酸ナトリウム購入（単価契約）	1,300に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	1,404	0	0	1,404

事 項	限度額	前年度末までの 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当該年度以降の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補 助 金	企業債	その他
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
小口径量水器購入 (単価契約)	9,200に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から 令和8年度まで	10,120	0	0	10,120

議案第 8 2 号

令和 7 年度 東員町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 令和 7 年度東員町下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第 2 条 令和 7 年度東員町下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8 4, 9 7 0 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7 2, 1 0 0 千円」に、「過年度分損益勘定留保資金 8 1, 2 6 7 千円」を「過年度分損益勘定留保資金 6 8, 3 9 7 千円」に改め、予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科 目） （既決予定額） （補正予定額） （ 計 ）

収 入

第 1 款 資本的収入 4 1 5, 4 0 0 千円 1 2, 8 7 0 千円 4 2 8, 2 7 0 千円

第 2 項 負担金 1, 2 0 0 千円 1 2, 8 7 0 千円 1 4, 0 7 0 千円

（債務負担行為）

第 3 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

（追加）

事項	期間	限度額
マンホールポンプ保守点検委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2, 200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
下水道施設緊急対応業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2, 500 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上下水道台帳作成及び上下水道管理システム保守他業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	5, 200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
上下水道施設管理用クラウドシステム利用	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	200 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額
下水道事業支援業務委託	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	9, 000 千円に消費税及び 地方消費税額を加算した額

令和7年12月 1日 提出

令和7年12月 日

東員町長 水谷俊郎

提案理由

令和 7 年度本町下水道事業会計既定予算を補正するについては、地方公営企業法第 24 条第 2 項及び地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号の規定により議会の議決を経る必要がある。

下 水 道 事 業 会 計
補正予算（第 1 号）に関する説明書

令和7年度 東員町下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画
資本的收入及び支出

収 入

(単位:千円)税込

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
01 資本的收入			415,400	12,870	428,270	
	02 負担金		1,200	12,870	14,070	
		02 工事負担金	0	12,870	12,870	工事負担金

令和7年度 東員町下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31まで)

(単位：千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	1,577
減価償却費	408,200
長期前受金戻入額	△ 248,715
支払利息及び企業債取扱諸費	36,748
固定資産除却費	8,063
未収金の増減額（△は増加）	△ 13,049
貯蔵品の増減額（△は増加）	△ 1,500
未払金の増減額（△は減少）	14,127
引当金の増減額（△は減少）	539
小計	205,990
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 36,748
業務活動によるキャッシュ・フロー	169,242

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 202,425
負担金による収入	14,070
補助金による収入	18,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 169,655

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費の財源に充てるための企業債による収入	308,500
建設改良費の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 277,441
他会計からの出資による収入	87,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	118,059
資金増減額（△は減少）	117,646
資金期首残高	462,320
資金期末残高	579,966

債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国 庫 補 助 金	企業債	その他
マンホールポンプ保守点検委託	千円 2,200に消費税及び地方消費税額を加算した額		千円	令和7年度から令和8年度まで	千円 2,420	千円 0	千円 0	千円 2,420
下水道施設緊急対応業務委託	2,500に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	2,750	0	0	2,750
上下水道台帳作成及び上下水道管理システム保守他業務委託	5,200に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	5,720	0	0	5,720
上下水道施設管理用クラウドシステム利用	200に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	220	0	0	220
下水道事業支援業務委託	9,000に消費税及び地方消費税額を加算した額			令和7年度から令和8年度まで	9,900	0	4,200	5,700

令和7年度 東員町下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1)有形固定資産

イ 構 築 物	9,569,224	
減価償却累計額	<u>△ 1,084,837</u>	8,484,387
ロ 機 械 及 び 装 置	413,503	
減価償却累計額	<u>△ 29,529</u>	383,974
ハ 車 両 及 び 運 搬 具	353	
減価償却累計額	<u>0</u>	353
ニ 建 設 仮 勘 定		<u>131,932</u>
有形固定資産合計		9,000,646

(2)無形固定資産

イ 地 上 権	153	
ロ 施 設 利 用 権	<u>778,205</u>	
無形固定資産合計		778,358

(3)投資その他の資産

イ 出 資 金	<u>529</u>	
投資その他の資産合計		<u>529</u>

固 定 資 産 合 計 9,779,533

2 流 動 資 産

(1)現 金 預 金 579,966

(2)未 収 金 76,548

貸 倒 引 当 金 △ 100 76,448

(3)貯 蔵 品 1,500

流 動 資 産 合 計 657,914

資 産 合 計 10,437,447

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

2,564,745

企 業 債 合 計

2,564,745

固 定 負 債 合 計

2,564,745

4 流 動 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設改良等の財源に
充てるための企業債

232,211

企 業 債 合 計

232,211

(2) 未 払 金

71,580

(3) 引 当 金

イ 賞与等引当金

4,011

引 当 金 合 計

4,011

(4) その他流動負債

500

流 動 負 債 合 計

308,302

5 繰 延 収 益

(1) 長 期 前 受 金

5,792,346

(2) 長期前受金収益化累計額

△ 734,049

繰 延 収 益 合 計

5,058,297

負 債 合 計

7,931,344

資 本 の 部

6 資 本 金

2,412,668

7 剰 余 金

(1) 資 本 剰 余 金

資 本 剰 余 金 合 計

0

(2) 利 益 剰 余 金

イ 当年度未処分利益剰余金

93,435

利 益 剰 余 金 合 計

93,435

剰 余 金 合 計

93,435

資 本 合 計

2,506,103

負 債 資 本 合 計

10,437,447